

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

近年の少子高齢化の加速により、人口減少化時代が到来し、家族形態や個人の価値観の多様化、経済の長期的低迷、非正規労働者の増加など、社会経済情勢の急速な変化に対応し乗り越えていくためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別等にかかわらず、すべての人が生きがいを感じられる個性と多様性を尊重する社会を実現するために「男女共同参画社会」が重要となっています。

この男女共同参画社会の実現を目指すために、平成11（1999）年に、「男女共同参画社会基本法」が制定、施行され、翌年には「男女共同参画基本計画」が策定されました。その後、5年ごとに「男女共同参画基本計画」が見直され、男女共同参画社会の実現に向けてさまざまな制度の進展や取り組みがなされてきました。

本市においては、平成25（2012）年3月に「第2次相生市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画の視点からさまざまな施策を推進してきました。

また、令和4（2022）年度にこれまでの推進状況を検証するため、「男女共同参画に関する市民意識調査」（以下「アンケート調査」という。）を実施しました。「男は仕事、女は家事・育児」という考え方に同感しない男性が増加するなど、平成24（2012）年度の調査結果より市民の意識に若干の変化が認められるものの、依然として人々の中に固定的な性別役割分担意識が根強く残っています。また、家庭、地域、職場などさまざまな場面における男女の不平等感は存在するなど、男女共同参画社会の実現に向けた課題は、なお多くあります。

さらに、被害者の多くが女性であり人権侵害であるDV（ドメスティック・バイオレンス）も複雑化し新たな課題への対応も求められています。

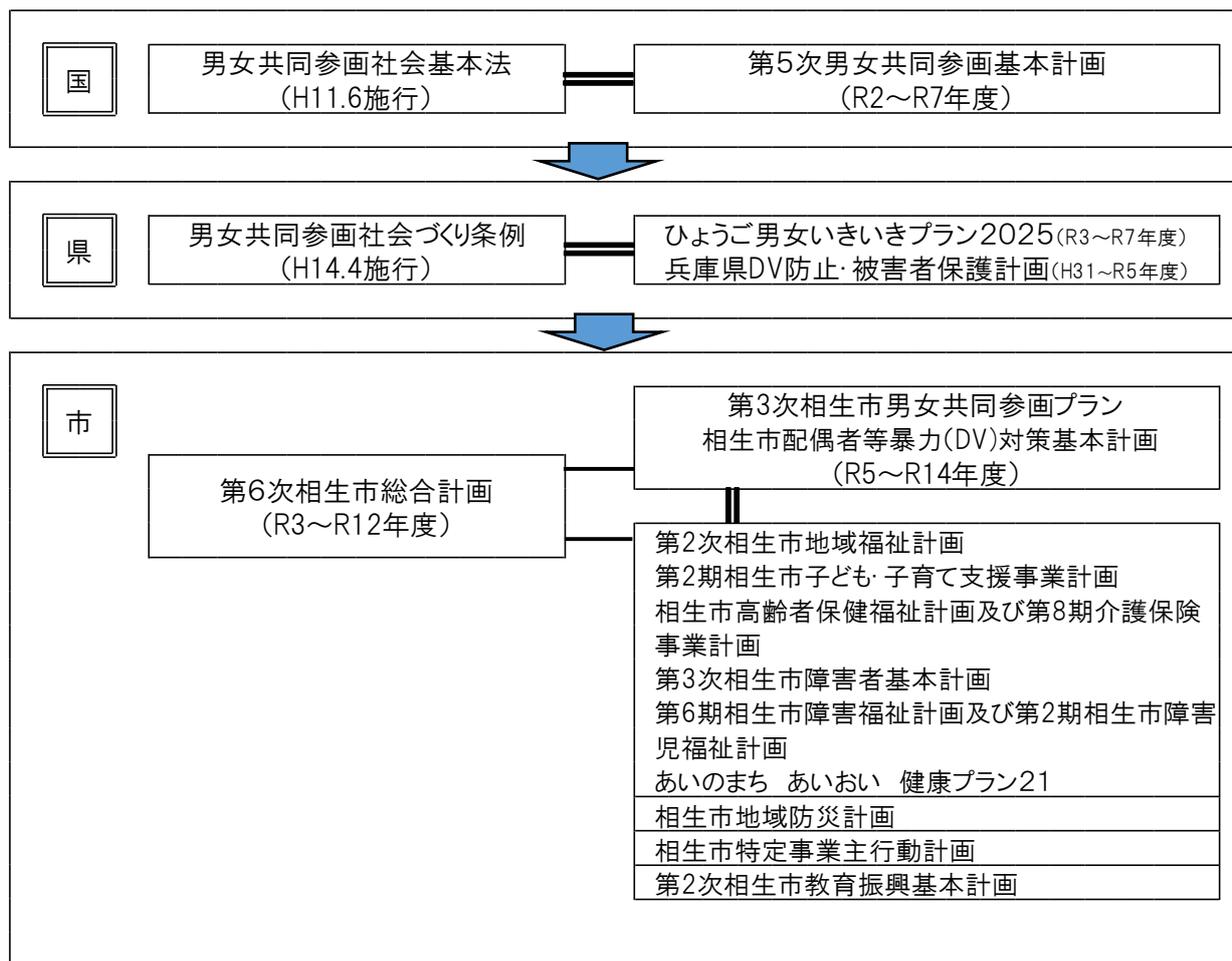
こうした現状の変化や市民の意識・意見を踏まえ、今後10年間を見据えて、これまでの取り組みを継承し、新たな課題に対応するため、令和5（2023）年度から令和14（2032）年度までを期間とする「第3次相生市男女共同参画プラン」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

なお、被害が深刻化しやすいDVの問題については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）に基づいて、本計画の中に、配偶者及び恋人など親しい関係にある（又はあった）者（以下「配偶者等」という。）からの暴力に関する基本計画を包含することとします。

2 計画の位置付け

- (1) 本市における男女共同参画の実現に向けた施策を、総合的かつ効果的に推進するため、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく計画とします。
- (2) 国の第5次男女共同参画基本計画、兵庫県のひょうご男女いきいきプラン2025～女性に選ばれる活力のある兵庫を目指して～の動向を踏まえるとともに、第6次相生市総合計画を上位計画とした個別計画の一つとして位置付け、他の計画との整合性を図りながら推進します。
- なお、第6次相生市総合計画では、第4章第2節活気のあるまちづくりにおける基本施策 市民の協働によるまちづくりの推進の中で、男女共同参画社会の実現を明記しています。
- (3) 本計画の施策体系の基本目標2「配偶者等からのあらゆる暴力の根絶」については、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画を含んでいます。

【第3次相生市男女共同参画プランの位置付け】



3 計画の期間

令和 5（2023）年度から令和 14（2032）年度までの 10 年間とします。

ただし、社会情勢などの変化や国・県の動向に柔軟に対応するため、実施計画については、令和 9 年度の間年において内容などの見直しを行います（令和 5 年度（2023）～令和 9 年度（2027）＝前期実施計画、令和 10 年度（2028）～令和 14 年度（2032）＝後期実施計画）。

4 計画策定の背景

(1) 国の動き

わが国の男女共同参画への取り組みは、国連を中心とした世界の動きと連動して行われ、昭和 50（1975）年の「国際婦人年」を契機とした各国の女性の地位向上を目指す動きと連動しながら、男女共同参画社会の形成に向け、法律の制定や計画の策定が進められてきました。

平成 11（1999）年には、総合的かつ計画的に男女共同参画社会の実現を促進するため、「男女共同参画社会基本法」が制定・施行され、これに基づき平成 12（2000）年に「男女共同参画基本計画」が策定されて以降、5 年ごとに計画が見直され、現在「第 5 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成 27（2015）年に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」により女性の就業率は改善したものの、正規雇用率は依然低く、令和元（2019）年には同法を改正し、多くの事業所が女性活躍に取り組めるよう一般事業主行動計画の策定届け出義務が労働者数 301 人以上から 101 人以上に拡大されました。

また、近年多発している災害対応として、令和 2（2020）年に「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が国において作成され災害時における女性の視点からの防災・減災の取り組みを進めることとしています。

● 内閣府「第 5 次男女共同参画基本計画」（令和 2（2020）年 12 月）

◆ 重点分野として取り上げられた事項

- ① 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- ② 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
- ③ 地域における男女共同参画の推進
- ④ 科学技術・学術における男女共同参画の推進
- ⑤ 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ⑥ 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- ⑦ 生涯を通じた健康支援
- ⑧ 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進
- ⑨ 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- ⑩ 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
- ⑪ 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

(2) 県の動き

兵庫県では、平成 13 (2001) 年に「男女共同参画社会基本法」に基づく「兵庫県男女共同参画計画」(ひょうご男女共同参画プラン 21) が策定され、平成 14 (2002) 年に「男女共同参画社会づくり条例」が施行されました。

その後、平成 18 (2006) 年に、「兵庫県男女共同参画計画」(ひょうご男女共同参画プラン 21) の「後期実施計画」の策定と、「DV防止法」に基づく「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画」(以下「兵庫県DV計画」という。) が策定されました。平成 21 (2009) 年には、国の「DV防止法」が改正されたことを踏まえ「兵庫県DV計画」が改正されました。

また、平成 23 (2011) 年に、「新ひょうご男女共同参画プラン 21」、令和 3 (2021) 年には「ひょうご男女いきいきプラン 2025」を策定し、社会情勢の変化や価値観の変化等へ対応しながら、取り組みを進めることとしています。

● 兵庫県「ひょうご男女いきいきプラン 2025」(令和 3 (2021) 年 3 月)

◆ 重点目標

- ① 女性の活躍と兵庫への定着の推進
- ② 男性の家庭・地域への参画と働き方の見直し
- ③ ワーク・ライフ・バランスの推進
- ④ 互いに支え合う家庭と地域
- ⑤ 安心して生活できる環境の整備
- ⑥ 次世代への継承

(3) 相生市の動き

① 相生市の取り組み

本市では、保育ニーズが高まる社会の変化を受け、平成 9 (1997) 年に「ファミリー・サポート・センター」を県下で最も早く設置し、男女が仕事と育児を両立できる環境づくりに取り組んできました。令和 4 年 3 月末現在では、会員数 606 名で、地域の子育ての相互援助活動として保育サービス等の拡充を行っています。

また、平成 23 (2011) 年に「子育て応援都市宣言」を行い、子育てしやすいまちとして、教育、保育、福祉医療、定住促進などの子育て支援施策の展開を図っています。

女性施策の推進については、女性団体の自立支援に取り組んでいましたが、平成 11 (1999) 年の「男女共同参画社会基本法」の制定を契機に、女性団体の役員で構成する市民グループ「あいおい女性団体ネットワーク」が発足したことが本格的な行政支援施策となりました。平成 12 (2000) 年に、いきいき女性推進事業として「いきいき女性フォーラム」を市民グループと協働で開催するなど、啓発活動を中心とした取り組みを進めてきました。

平成 13 (2001) 年には「男女共同参画基本計画」の策定に向け、学識経験者や公募市民から構成する「相生市男女共同参画プラン策定委員会」を設置し、先進的な取り組みや、相生市の現状などを協議しました。その後、平成 15 (2003) 年に、「相生市男女共同参画プラン」を策定、平成 25 (2013) 年に「第 2 次相生市男女共同参画プラン」を策定しました。

また、計画のスタートと同時に、男女共同参画を推進する活動拠点として「相生市男女共同参画センター」を設置し、フォーラム、セミナーなどの啓発活動や交流を通じた情報提供を行っています。

平成 28 (2016) 年にはDVの問題へ対応するため「相生市DV相談・対応マニュアル」を作成し、適切な支援体制の維持に努めています。

現在は、市民グループである「あいおい男女共同参画ねっと権」と協働で、市民への啓発活動の企画・実施や情報紙の発行などを行っています。

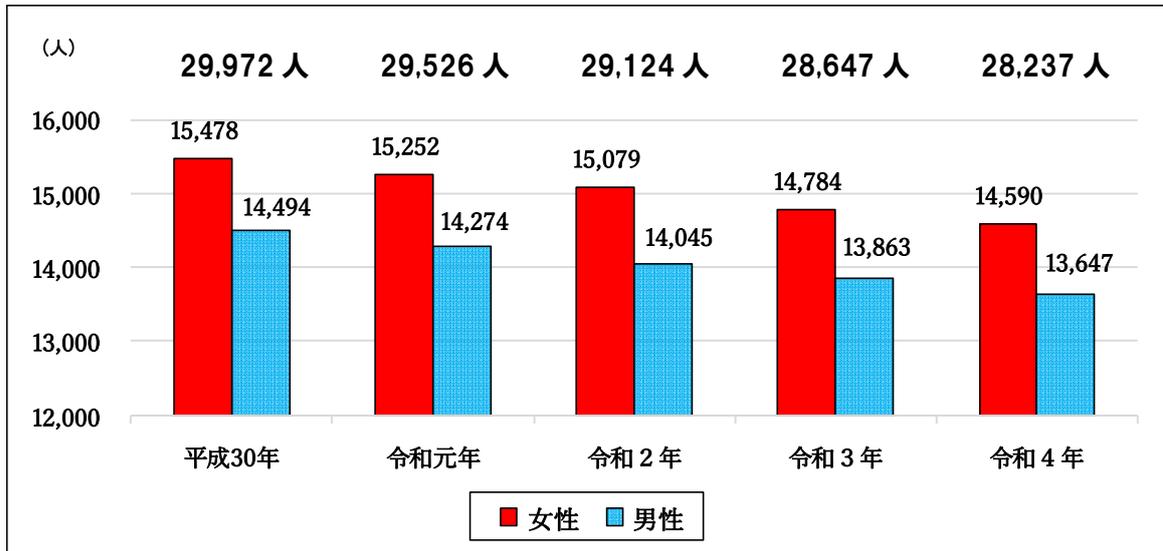
また、相談窓口の充実として、民間の専門カウンセラーによる「女性のための相談室」を毎月開設し、相談業務を行っています。

② 相生市を取り巻く社会状況

● 人口の推移

本市の人口は減少傾向にあり、令和4（2022）年には28,237人と平成30（2018）年から1,735人減少しています。

【図表1】 人口の推移

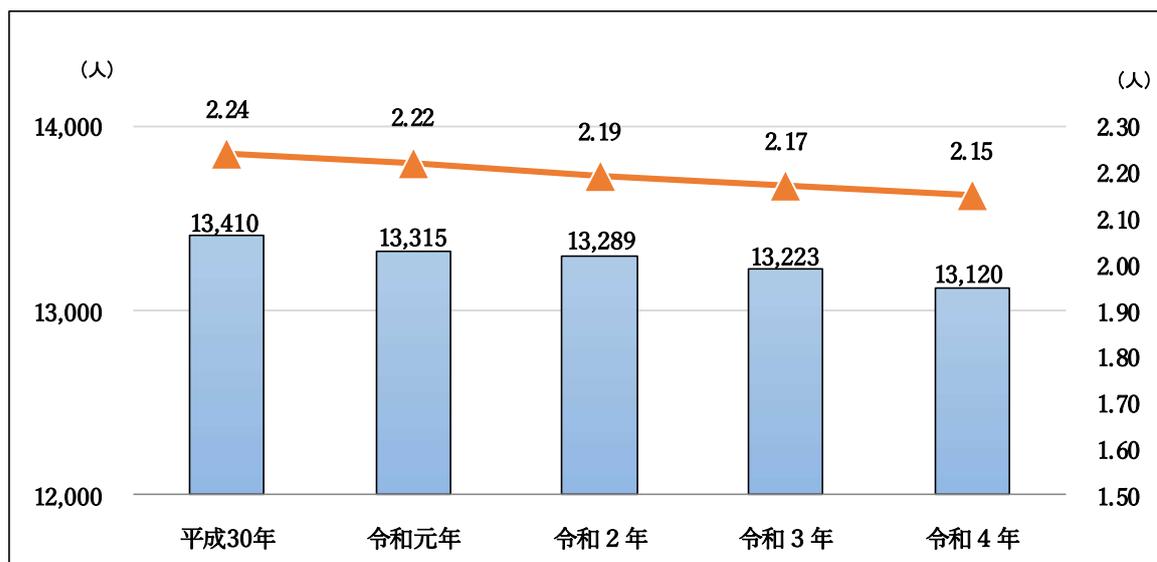


資料：相生市「住民基本台帳」（各年3月31日）

● 世帯数と1世帯当たり人員の推移

世帯数が減少するとともに、1世帯当たり人員も減少傾向となっており、令和4年には2.15人となっています。

【図表2】 世帯数と1世帯当たり人員の推移

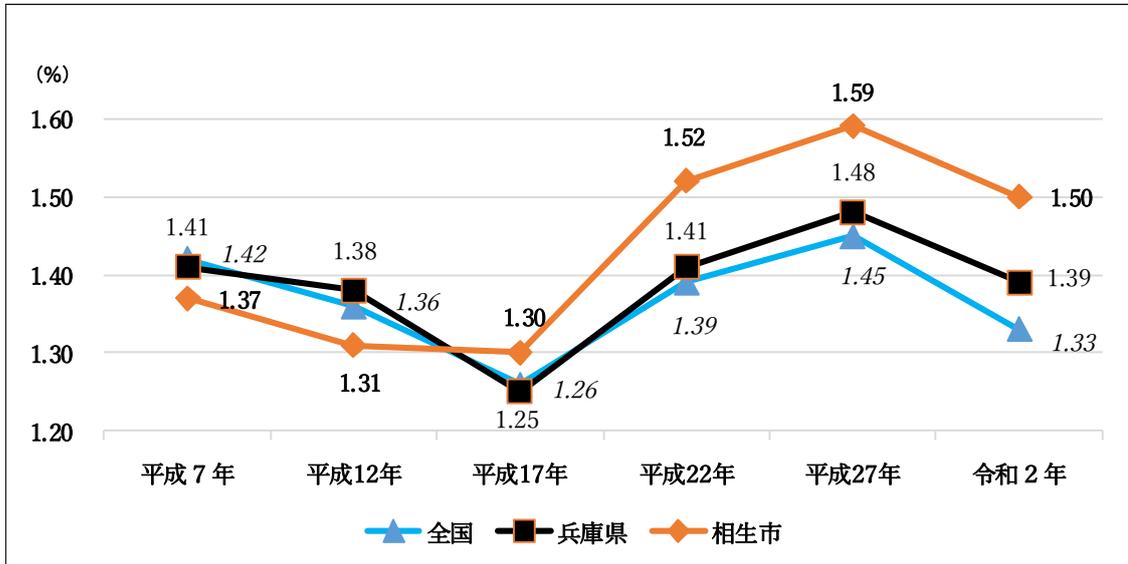


資料：相生市「住民基本台帳」（各年3月31日）

● 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は全国・兵庫県・相生市ともに平成 17（2005）年まで減少していましたが、平成 22（2010）年には増加に転じ、相生市は 1.50%で全国や兵庫県より高く推移しています。

【図表 3】 合計特殊出生率の推移



資料：国勢調査、人口動態統計調査

● 年齢別人口比率の推移

年齢別人口比率をみると、年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）と前期高齢者（65～74 歳）は、年々減少し、後期高齢者人口（75 歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。

【図表 4】 年齢別人口比率の推移

| | | | | | |
|---------|----|------|------|------|-------|
| 平成 30 年 | 女性 | 10.9 | 50.6 | 17.7 | 20.83 |
| | 男性 | 12.1 | 57.4 | 16.7 | 13.8 |
| 令和元年 | 女性 | 10.7 | 50.2 | 17.5 | 21.6 |
| | 男性 | 12.4 | 56.6 | 16.5 | 14.5 |
| 令和 2 年 | 女性 | 10.9 | 49.8 | 17 | 22.3 |
| | 男性 | 12.3 | 56.2 | 16.3 | 15.2 |
| 令和 3 年 | 女性 | 10.7 | 49.5 | 17.1 | 22.7 |
| | 男性 | 12.1 | 56.1 | 16.4 | 15.4 |
| 令和 4 年 | 女性 | 10.5 | 49.2 | 16.8 | 23.5 |
| | 男性 | 12.0 | 55.7 | 16.0 | 16.3 |

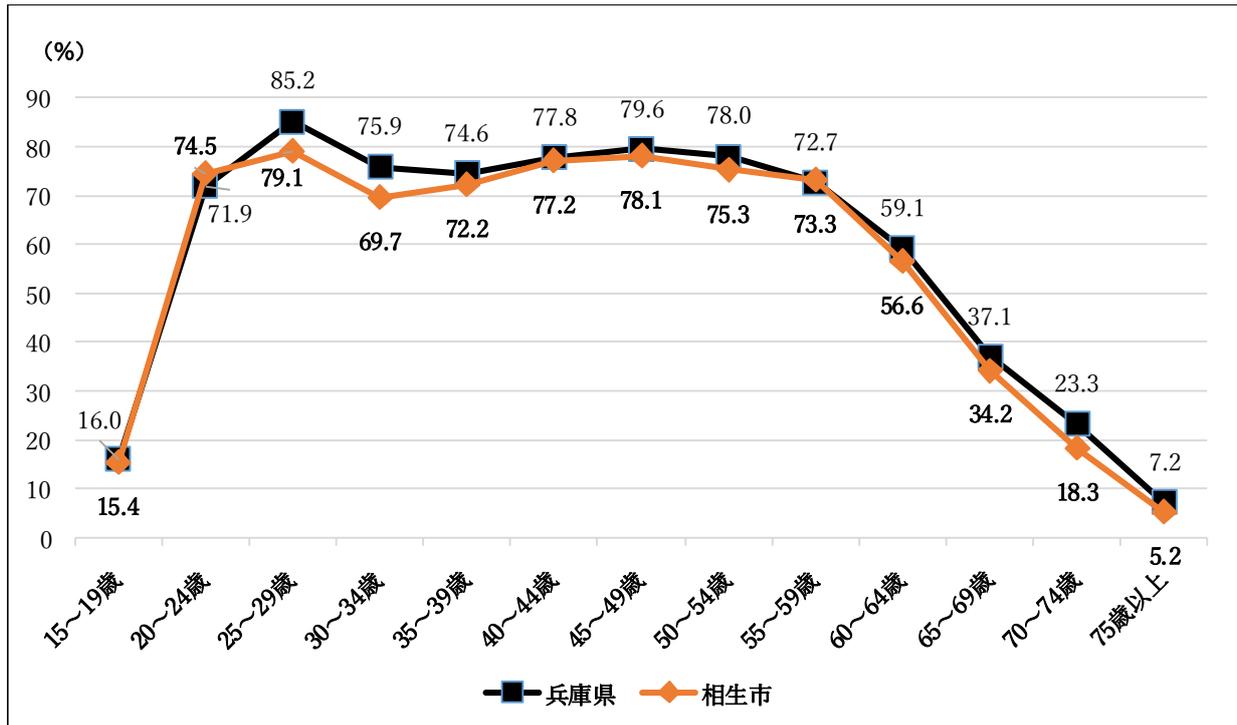
■ 0～14歳 ■ 15～64歳 ■ 65～74歳 ■ 75歳以上

資料：相生市「住民基本台帳」（各年 3 月 31 日）

● 就業の状況

女性の労働力率は、25～29歳（85.2%）と45～49歳（79.6%）を左右のピークとし、30～34歳を底とするM字型カーブを描いています。子育て期と考えられる30歳代で下がっていることから、育児期間中の労働力が減少していることが伺えます。兵庫県と比較すると、25～34歳が約6ポイント低く、35歳以上は全体的に約2ポイント程度低くなっています。

【図表5】 女性の年齢別労働力率



資料：「国勢調査」（令和2年）

第2章 基本的な考え方

1 基本理念

一人ひとりが 自分らしく輝き
すべての人が共に参画できる
あいのまち

男女共同参画社会の実現には、すべての人が互いにその人権を尊重し、責任も分かち合い、性別にかかわらず自らの個性と能力を発揮することが大切です。

家庭、学校、地域、職場などあらゆる場で、一人ひとりが社会の構成員として自らの意思によって、対等な立場で参画し、すべての人が自分らしく生きることができる活力に満ちたまち「相生市」を目指します。

2 基本的な視点

基本理念を踏まえて、次の5つの視点をもって本計画を推進します。

① 人権を尊重する意識づくり

すべての人がひとりの人間として尊重され、自信を持って生きていけるようにあらゆる差別や暴力が根絶され、すべての人の人権が確立された社会を目指します。

② 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶

さまざまな関係機関との連携・協力のもと、暴力を許さない社会を目指します。

③ あらゆる場における男女共同参画の推進

家庭、学校、地域、職場など、社会のあらゆる場において男女共同参画を推進し、仕事と生活の調和や地域活動に参加できる社会を目指します。

④ すべての人が安心してすごせる社会づくり

高齢者、障害のある人、外国人などであることに加え、女性であることで複合的に困難な状況におかれている人々が、地域の一員として共に社会に参画し、支え合うことができる社会の形成を進めます。

⑤ 推進体制の整備・強化

男女共同参画推進のために、相生市自治基本条例に基づき、行政、市民、事業所、自治会、NPO などあらゆる主体が、多様な分野へ参画し、協働のまちづくりを進めます。

3 計画の体系図

| 基本目標 | 基本課題 | 施策の方向 | 頁 | |
|-------------------|--------------------------|-------------------------|--------------------|----|
| 1 人権を尊重する意識づくり | (1) 社会における男女共同参画の意識啓発の推進 | ① 男女共同参画に向けた広報・啓発活動の推進 | 15 | |
| | | ② 地域社会・慣行への意識啓発の実施 | 15 | |
| | | ③ 男性に対する意識啓発の推進 | 15 | |
| | | ④ 男女共同参画センター機能の充実 | 16 | |
| | (2) 学校教育における男女共同参画の推進 | ① 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進 | 18 | |
| | | ② 男女共同参画の視点に立った学習環境の充実 | 18 | |
| | (3) 生涯学習における男女共同参画の推進 | ① 家庭における男女共同参画に関する学習の推進 | 20 | |
| | | ② 地域における男女共同参画に関する学習の推進 | 20 | |
| | (4) メディアにおける人権の尊重 | ① 刊行物などにおける男女の人権尊重の推進 | 22 | |
| | | ② さまざまな情報を読み解く力の育成 | 22 | |
| | 2 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶 | (1) DV防止に向けた教育・啓発の推進 | ① 家庭や地域への啓発の推進 | 56 |
| | | | ② 学校などにおける教育・啓発の推進 | 56 |
| (2) 相談体制の整備 | | ① 相談窓口の充実 | 58 | |
| | | ② 被害者の情報管理の徹底 | 58 | |
| (3) 自立に向けての支援の充実 | | ① 生活の安定に向けた支援 | 60 | |
| | | ② 経済的自立に向けた支援 | 60 | |
| | | ③ 心理的ケアの充実 | 60 | |
| (4) 関係機関との連携強化 | | ① 関係機関・関係各課との連携強化 | 61 | |
| | | ② 被害者の安全確保の徹底 | 61 | |

| 基本目標 | 基本課題 | 施策の方向 | 頁 | |
|-------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|----------------|----|
| 3 あらゆる場 における男 女共同参画 の推進 | (1) 政策・方針決定過 程への女性参画の拡大 | ① 行政運営への女性の参画促進 | 25 | |
| | | ② 事業所、各種団体における女性の参画 促進 | 25 | |
| | (2) 働く場における男 女共同参画の推進 | ① 男女の均等な雇用の機会と待遇の確保 | 27 | |
| | | ② 多様な働き方ができる就労形態の整備 | 27 | |
| | | ③ 女性の起業、家族従業者などに対する 支援 | 27 | |
| | (3) 男女の仕事と家事 ・育児・介護との 両立支援 | ① 家庭生活における男女共同参画の推進 | 30 | |
| | | ② 子育て支援の充実 | 30 | |
| | | ③ 介護支援の充実 | 31 | |
| | (4) 地域活動などに おける男女共同参画の 推進 | ① 地域活動における男女共同参画の推進 | 34 | |
| | | ② 社会活動における男女共同参画の推進 | 34 | |
| | | ③ 国際理解教育・交流の推進 | 34 | |
| | (5) 防災・防犯におけ る男女共同参画の促 進 | ① 防災における女性の参画促進 | 36 | |
| | | ② 防犯における取り組みの充実 | 36 | |
| | 4 すべての人 が安心して すごせる社 会づくり | (1) 高齢者の地域自立 支援 | ① 高齢者の自立に向けた支援 | 39 |
| | | | ② 介護支援体制の充実 | 39 |
| (2) 社会的な支援を必 要とする男女への自 立支援の推進 | | ① 低所得者の生活安定と自立支援の促進 | 41 | |
| | | ② ひとり親家庭に対する支援 | 41 | |
| | | ③ 障害のある人やその家族への支援 | 42 | |
| | | ④ 児童、高齢者、障害のある人に対する 虐待防止対策の推進 | 42 | |
| (3) 生涯にわたる心と 体の健康づくり | | ① 生涯にわたる健康の保持増進 | 44 | |
| | | ② 母子保健医療の充実 | 44 | |
| | | ③ 心の健康づくりの支援 | 44 | |
| 5 推進体制の 整備・強化 | (1) 施策の推進体制・ 進行管理の充実 | ① 施策の推進体制・進行管理の充実 | 46 | |
| | (2) 庁内の男女共同参 画の推進 | ① 庁内の男女共同参画の推進 | 47 | |

第3章 基本計画

基本目標 1 人権を尊重する意識づくり

基本課題 (1) 社会における男女共同参画の意識啓発の推進

<現状と課題>

男女共同参画社会を実現するためには、性別による差別を受けることなく、すべての人が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合いながら、多様な生き方を認め合わなければなりません。

本市では、これまで「第2次相生市男女共同参画プラン」に基づいて、あらゆる場への男女平等意識の浸透を目指し、男女平等に向けた意識づくりについて啓発活動を中心に施策を展開してきました。

しかしながら、本市が実施したアンケート調査の結果では、「男女の地位について」、家庭、地域、職場などで男性が優遇されているという多くの意見が回答されています。

特に、地域活動や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って形成されてきたものですが、結果的に男女の中立性を欠く場合もあり、男女が主体的に生きるための多様な選択や、能力を発揮する上で妨げになることから、すべての人が平等であることの意識づくりを進めていく必要があります。

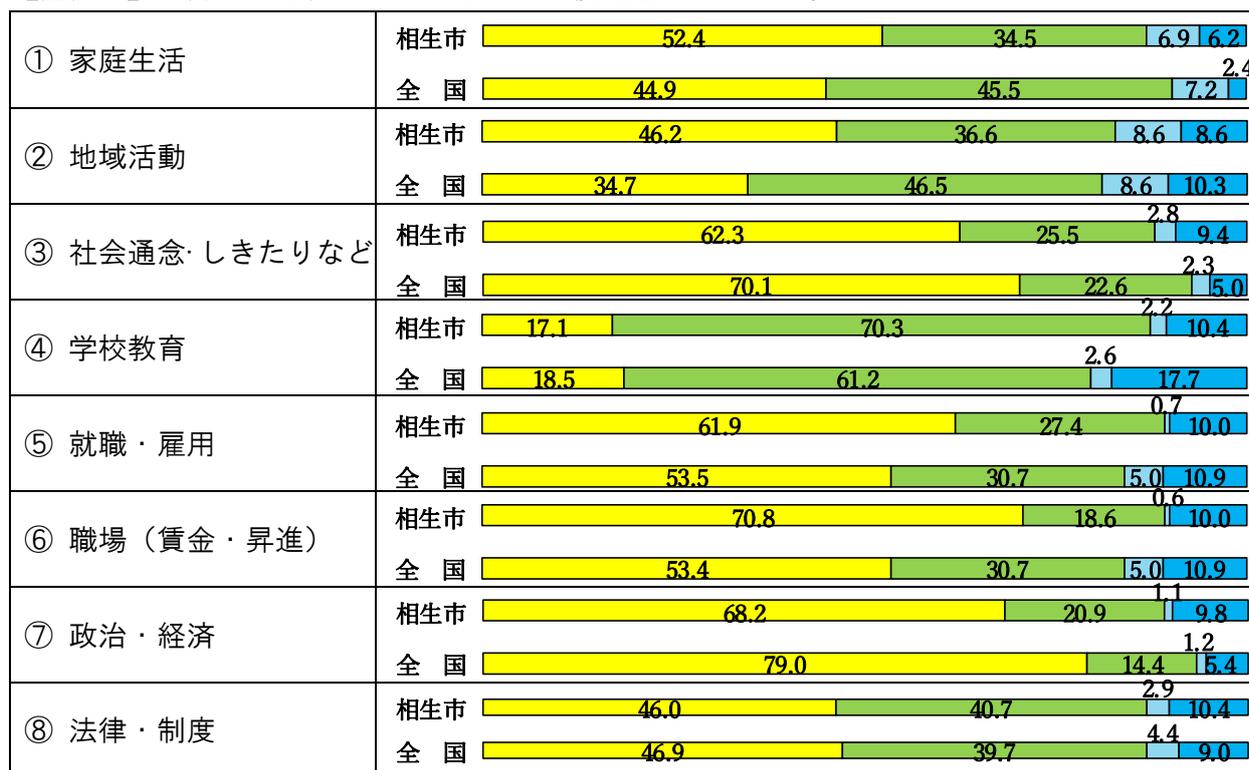
今後は、性別による固定観念や役割にとらわれず、男女それぞれが社会的責任を分かち合いながら、活力ある社会をつくっていけるように、男女共同参画の視点に立った認識と理解を深めていくことが大切です。

これまで男女共同参画は、女性のためだけの施策と思われがちでした。しかし、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、長時間労働の見直し、子育てや介護、地域活動への参画など、すべての人にとってより暮らしやすい社会の理解を深める必要があります。そのため、男女共同参画の理解に向けた意識啓発を積極的に行い、意義を広く浸透させていくことが重要となります。

また、すべての人がその人らしく生きるため、性的マイノリティなどを含んだ多様性を認め合う人権意識の向上に向けて理解を深めなければなりません。

なお、男女共同参画の推進には、市民の参加・参画の拡大が不可欠であり、男女共同参画センターの果たす役割は重要です。学習活動、男女共同参画に取り組むグループの交流支援、相談事業など男女共同参画社会に向けた活動拠点として、センターの周知と機能の充実に努める必要があります。

【図表6】 男女の地位についてどちらが優遇されているか。



相生市 N=1355、全国 N=2645

■ 男性 ■ 平等 ■ 女性 ■ 無回答

資料：相生市：相生市「男女共同参画に関する市民意識調査」（令和4年8月）

全国：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（令和元年9月）

施策の方向

男女共同参画社会とは、すべての人々が性別にとらわれず家庭、学校、地域、職場などあらゆる場で自分の持つ能力を発揮し、対等な立場で活躍できる社会を意味しています。その実現に向けて、男女平等の意識を育むための広報や啓発活動を推進していきます。

また、家庭、学校、地域、職場などでこれまで当然と考えられてきた地域社会や慣行による固定的な性別役割分担意識を改善し、男女平等に向けた意識づくりを推進します。

- ① 男女共同参画に向けた広報・啓発活動の推進
- ② 地域社会・慣行への意識啓発の実施
- ③ 男性に対する意識啓発の推進
- ④ 男女共同参画センター機能の充実

<施策の方向> ① 男女共同参画に向けた広報・啓発活動の推進

| NO | 具体的施策 | 内 容 | 担当課 |
|------|------------------------------|---|-------|
| 1111 | 啓発・情報提供の推進 | 広報あいおい、市ホームページなどの広報媒体を活用し、男女共同参画の理解を深めるための広報・啓発を行います。 | 地域振興課 |
| 1112 | 男女共同参画に関する啓発資料の発行・配布 | 男女共同参画に関する施策の情報提供や法令、制度などの周知を行うため情報紙を発行します。 | 地域振興課 |
| 1113 | 男女共同参画意識の啓発 | 男女共同参画社会の実現に向け、市民の意識を高めるための啓発活動を行います。 | 地域振興課 |
| 1114 | 男女共同参画週間の周知 (6/23～6/29の間) | 男女共同参画週間に合わせて、啓発ポスターの掲示や広報あいおいへの掲載など市民に広く啓発します。 | 地域振興課 |

<施策の方向> ② 地域社会・慣行への意識啓発の実施

| NO | 具体的施策 | 内 容 | 担当課 |
|------|---------------|--|---------|
| 1121 | 男女共同参画セミナーの実施 | 固定的な地域社会・慣行の見直しに向けた意識づくりを行い、学習の機会を提供します。 | 地域振興課 |
| 1122 | 地域における学習機会の推進 | 地域社会における学習機会を積極的に推進し、支援します。 | 人権教育推進室 |

<施策の方向> ③ 男性に対する意識啓発の推進

| NO | 具体的施策 | 内 容 | 担当課 |
|------|----------------------------|---|-----------------------------------|
| 1131 | 男性への意識啓発の推進 | 家事・育児・介護などについて、男女が共に担うという意識を高めるため、学習機会や情報提供を行います。 | 地域振興課 長寿福祉室 子育て元気課 生涯学習課 |
| 1132 | 男女共同参画を実践している事例などの積極的な情報提供 | 男性の育児参加や多様な働き方などを実践している事例などを紹介し、意識の向上を図ります。 | 総務課 地域振興課 子育て元気課 |

<施策の方向> ④ 男女共同参画センター機能の充実

| NO | 具体的施策 | 内 容 | 担当課 |
|------|------------------------|---|-------|
| 1141 | 男女共同参画センターの周知・機能の充実 | 男女共同参画を推進する拠点施設として、市民への周知や交流・情報提供などの機能の充実を図ります。 | 地域振興課 |
| 1142 | 市民グループを中心とした啓発事業の企画・実施 | 男女共同参画センターを拠点として活動する市民グループの啓発事業を促進します。 | 地域振興課 |
| 1143 | 女性問題相談員の設置 | 相談員を配置し、女性問題についての相談体制の充実を図ります。 | 地域振興課 |
| 1144 | 図書・資料などの充実 | 男女共同参画に関する調査研究を進め、図書やDVD、行政資料などの情報の収集、提供の充実を図ります。 | 地域振興課 |

＜現状と課題＞

人権の尊重、男女平等意識の形成には、特に幼少期からの環境や教育による影響が大きく、また、教育活動においては、一人ひとりの児童生徒の人権を尊重し、男女の差別意識や性別役割分担意識を抱かせない男女平等教育の推進を図る必要があります。

本市が実施したアンケート調査では、70.3%の人が学校教育の場では男女は平等であると回答し、学校教育全体で見ると男女平等の教育が進められているという結果となっています。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識がある社会で生活している中では、地域活動や家庭生活の中で知らず知らずのうちに、子どもたちに性別による差別意識を抱かせてしまう恐れがあります。子どもたちが多くの時間を過ごす学校生活において、性別に関係なく一人ひとりの人権を尊重しあえる意識づくりや、個性を尊重し、その能力を伸ばしていくことができる教育を推進することが大切です。

また、男女が協力して、家庭生活や社会生活を築いていくことへの大切さを教える教育も必要となります。

男女共同参画の視点に立った教育を推進するためには、教職員をはじめ家庭における男女平等教育を担う保護者についても、男女平等教育の認識が重要となります。

施策の方向

次代を担う子どもたちが、思いやりと自立の意識を持ち、その個性と能力を発揮できるように、子どもの頃から人権の尊重や男女共同参画への理解を促進し、将来を見据えた自己形成ができるよう男女平等意識への教育の実施と教職員に対しての意識啓発や学習環境の充実を進める取り組みを行います。

- ① 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進
- ② 男女共同参画の視点に立った学習環境の充実

<施策の方向> ① 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

| NO | 具体的施策 | 内 容 | 担当課 |
|------|-----------------------|---|------------------|
| 1211 | 児童・生徒向け啓発・授業の実施 | 児童・生徒向けに男女共同参画に関する啓発・授業を実施します。 | 学校教育課 人権教育推進室 |
| 1212 | 多様な選択を可能にする進路・就職指導の推進 | 性別にとらわれず主体的に進路選択ができるよう進路指導の適正を図ります。 | 学校教育課 |
| 1213 | 思春期などにおける保健学習の実施 | 思春期の生徒を対象に保健授業を充実し、人権を大切にする性教育の推進を図ります。 | 学校教育課 |

<施策の方向> ② 男女共同参画の視点に立った学習環境の充実

| NO | 具体的施策 | 内 容 | 担当課 |
|------|------------------------------|---|-------|
| 1221 | 教育環境の見直し | 多様な性に対応するため一人ひとりの個性や能力を伸ばすよう学習の充実を図ります。 | 学校教育課 |
| 1222 | 学校運営における管理職への女性の登用促進(3113再掲) | 学校現場での男女共同参画意識の向上を図り、教職員の管理職への女性の登用を促進します。 | 学校教育課 |
| 1223 | 教職員の男女共同参画に関する研修の実施 | 男女共同参画意識を高めるため、教職員への研修・啓発の充実を図ります。 | 学校教育課 |
| 1224 | 保護者の男女共同参画に関する研修の実施 | 保護者の男女共同参画についての理解が重要であることから、参観日、PTA研修会などの機会を活用し、研修・啓発などを行います。 | 学校教育課 |

＜現状と課題＞

家庭生活や地域での教育は、男女の意識形成に大きな影響を及ぼします。現在においても、社会通念や慣習といった形で「男は仕事・女は家事・育児」、「男だから・女だから」という考え方が依然として残っています。

こうした大人の考え方が子どもの意識形成に大きく影響するため、家庭や地域などの生涯学習の場においても、男女共同参画の視点に立った取り組みが必要です。

特に、子どもの人格形成にとって、乳幼児期からの育児環境の影響は大きく、家庭におけるしつけや教育の果たす役割は重要となります。

本市が実施したアンケート調査の結果では、家庭生活において男性優遇と感じている割合が52.4%であり、特に女性(58.8%)は、男性(42.6%)よりも高い割合となっています。生活の基本である家庭において、夫婦や子どもが協力し、家族としての責任と社会参画することの必要性を浸透させていくことが必要です。

また、あらゆる世代の人々が、自ら希望するライフスタイルを主体的に選択できる社会にするためにも男女共同参画の視点に立ち、社会制度や慣行の見直しの促進を図るとともに、男性の育児や地域活動への参加、女性の地位向上のための意識づくりなどについての理解を広く地域に求めることも必要となります。社会のさまざまな分野に参画することができるよう、学習の機会が生涯にわたって確保され、自己実現を可能とする生涯学習の充実を目指します。

施策の方向

乳幼児期の教育を担う家庭において、相手の立場を理解し助け合える人間形成が図られるよう家庭教育に関する学習機会を提供します。

特に女性が男性と均等に、社会のあらゆる分野での活動に参画するためには、ライフステージに応じた学習機会を充実させることが必要です。

- ① 家庭における男女共同参画に関する学習の推進
- ② 地域における男女共同参画に関する学習の推進

<施策の方向> ① 家庭における男女共同参画に関する学習の推進

| NO | 具体的施策 | 内 容 | 担当課 |
|------|-------------------------------|---|--------------------------|
| 1311 | 性別役割分担の解消に向けた家庭づくりのための学習機会の充実 | 男女が共同して家庭生活を営めるよう、家事・育児・介護などについての学習の機会を提供します。 | 地域振興課 長寿福祉室 子育て元気課 |

<施策の方向> ② 地域における男女共同参画に関する学習の推進

| NO | 具体的施策 | 内 容 | 担当課 |
|------|-------------------------|--|------------------|
| 1321 | 男女共同参画の視点に立った学習機会の充実 | 地域で開催する学習活動において、男女共同参画の視点に立った意識づくりや意識改革を行います。 | 人権教育推進室 生涯学習課 |
| 1322 | 地域施設の活用と充実 | 地域の施設である公民館や自治会館などを活用し、積極的な地域交流ができるように情報を提供します。 | 地域振興課 |
| 1323 | 男女共同参画に関する自主活動グループの活動促進 | 男女共同参画を推進する活動グループの活動が活性化するよう情報提供や活動場所の提供などを行います。 | 地域振興課 |

＜現状と課題＞

情報化社会が急速に進展しており、新聞、雑誌、テレビなどに加え、携帯電話やスマートフォンの普及により、メディアから発信される情報は、若者から高齢者まで簡単に入手できるようになりました。

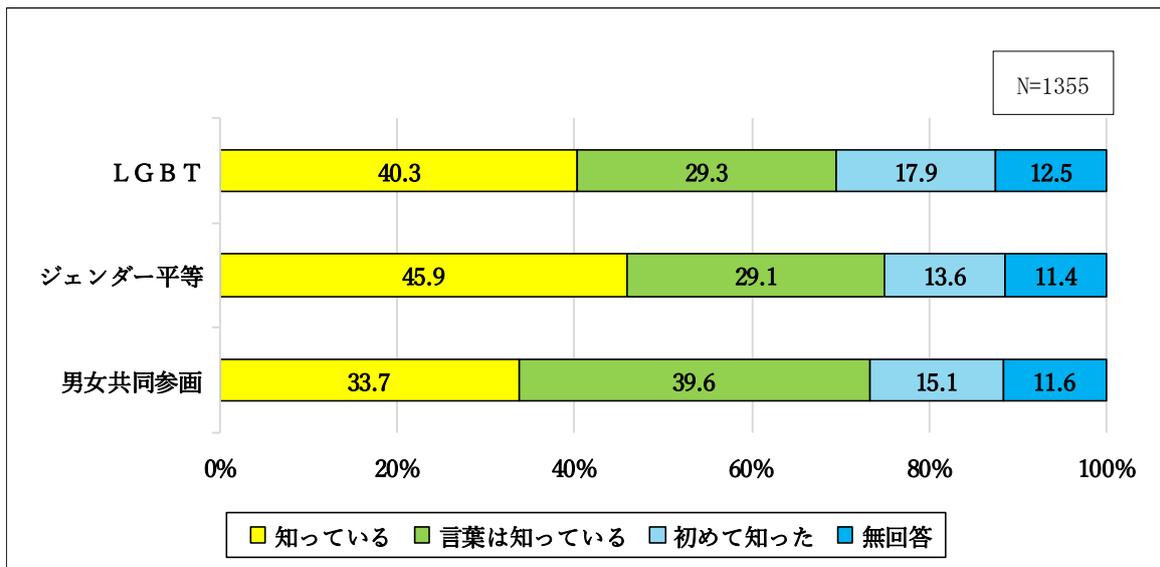
しかし、その中には、性別役割分担意識など固定観念にとらわれた表現や、女性の性的側面のみを強調したもの、配偶者・パートナーなどに対する暴力を無批判に取り扱うなど、女性の人権に対する配慮を欠いた情報も少なくありません。

また、インターネットなどを利用した新たなサービスが次々と生まれ、女性や子どもの人権を侵害するような違法、有害な情報の流通が社会問題となっています。メディアからの情報を安易に受け入れているうちに、いつの間にか社会通念として当たり前のことと感ぜられるようになり、その意識は男女平等社会の実現を阻む危険性をはらんでいます。

内閣府の令和元年「男女共同参画社会に関する世論調査」の男女共同参画に関する用語の周知度において「男女共同参画社会」は64.3%となっています。本市のアンケート調査においても「知っている」は33.7%、「言葉は知っている」は39.6%と未だ低い状況となっています。

市民一人ひとりが情報を発信する側への男女平等の視点を求め、また、情報を受け取る際には、それを読み解く力（メディア・リテラシー）を持つことが重要となります。

【図表7】 男女共同参画に関する用語の周知度



施策の方向

メディアが市民の意識形成に与える影響は極めて大きいことを踏まえ、市の刊行物などにおいて、性別役割分担を固定化する表現の解消など男女共同参画の視点に立った表現を徹底します。また、メディアの多様化に対応するため、それを読み解く力（メディア・リテラシー）を身に付けられるよう支援していきます。

- ① 刊行物などにおける男女の人権尊重の推進
- ② さまざまな情報を読み解く力の育成

<施策の方向> ① 刊行物などにおける男女の人権尊重の推進

| NO | 具体的施策 | 内容 | 担当課 |
|------|-----------------------------|--|-------------------------|
| 1411 | 適正な用語や表現に関するガイドラインの作成と周知・啓発 | 市が発行する広報・資料・印刷物などについて、男女共同参画の視点に立った適正な用語や表現の使用のためのガイドラインを作成し、周知、啓発します。 | 総務課 地域振興課 人権教育推進室 |

<施策の方向> ② さまざまな情報を読み解く力の育成

| NO | 具体的施策 | 内容 | 担当課 |
|------|---|--|------------------|
| 1421 | 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進 | 男女共同参画に関する充実した図書選定を推進し、情報を読み解く読書力の向上を図ります。 | 学校教育課 生涯学習課 |
| 1422 | 情報モラルの向上に向けた教育の実施 | インターネットなどでの人権侵害などに対処するため、情報モラルの向上を図ります。 | 学校教育課 人権教育推進室 |
| 1423 | メディアからの情報を読み解く能力（メディア・リテラシー）向上のための学習機会の提供 | さまざまな情報の中から、男女共同参画の視点で、主体的に読み解く力を育成するための講座・セミナーなどを実施します。 | 地域振興課 |

基本目標 2 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶

配偶者等からの暴力（DV）は、犯罪を含む重大な人権侵害であり、個人の尊厳を著しく傷つけるもので、決して許されるものではありません。

DVの被害者の多くは女性であり、国、県においても女性に対するあらゆる暴力の根絶に向け、さまざまな施策に取り組むこととしていることから、特にDV対策については本市においても「第2次相生市配偶者等暴力（DV）対策基本計画」を策定し、DV対策に取り組めます。（※48 ページ以降に掲載）

基本目標3 あらゆる場における男女共同参画の推進

基本課題 (1) 政策・方針決定過程への女性参画の拡大

<現状と課題>

男女共同参画社会の実現のためには、あらゆる場において、意見や考え方を反映できるように男女が平等な立場で参画することが重要です。女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の制定などにより女性の社会進出は進んできています。女性は人口の半分、労働力人口の44.4%と、政治、経済、社会など多くの分野の活動を担っています。しかしながら、これらの分野における政策・方針決定過程への女性の参画は極めて低調であり大きな課題となっています。

本市においても、審議会などへの女性委員の登用について、平成25年策定の第2次男女共同参画プランでは「できるだけ早い時期に、女性委員の30%登用」の目標値を設定し取り組んできました。しかし、令和3年度の女性委員の登用率は23.4%で、目標値を下回っている状況となっています。そのため、審議会などに対しては、女性委員の割合の数値目標を設定し、積極的な働きかけを行うことや、女性委員のいない審議会の解消を図るなど、市政に多くの女性の視点が反映できるよう、参画拡大のための取り組みが重要な課題となっています。

また、市役所内における女性職員の能力活用、職域の拡大、女性の採用を積極的に図り、事業所、各種団体における方針決定の場への女性の参画についても、あらゆる機会を捉えて啓発するよう努めていく必要があります。

一方、女性の参画を促進していくためには、女性自身も積極的に課題解決に取り組む意欲を持ち、意思決定の場で発言していくことや、さまざまな場面で自己決定できる力を身に付けていくこと（エンパワーメント）が必要となります。

施策の方向

審議会などの政策・方針決定過程への積極的な女性委員の登用や事業所、各種団体への女性の参画拡大を目指す取り組みを行います。特に女性の参画が少ない分野の人材育成についても積極的に支援します。

- ① 行政運営への女性の参画促進
- ② 事業所、各種団体における女性の参画促進

<施策の方向> ① 行政運営への女性の参画促進

| NO | 具体的施策 | 内 容 | 担当課 |
|------|------------------------------------|---|-------|
| 3111 | 審議会などへの女性委員の積極的な登用 (5213 再掲) | 審議会などで女性の意見も反映されるよう女性委員の積極的な登用を推進するとともに、女性委員がいない審議会などの解消に努めます。 また、委員の選出規定、選出区分及び選出方法など積極的な登用が図れるよう検討します。 | 関係各課 |
| 3112 | 庁内における女性職員の管理職登用などの拡大 (5214 再掲) | 市政に関わる政策・方針決定過程において、女性の意見が反映されるよう女性管理職の登用、性別にこだわらない人員配置及び採用を行います。 | 総務課 |
| 3113 | 学校運営における管理職への女性の登用促進 (1222 再掲) | 学校現場での男女共同参画意識の向上を図り、教職員の管理職への女性の登用を促進します。 | 学校教育課 |

<施策の方向> ② 事業所、各種団体における女性の参画促進

| NO | 具体的施策 | 内 容 | 担当課 |
|------|-------------------------|--|-------------------------|
| 3121 | 事業所における方針決定の場への女性の参画促進 | 関係機関と連携を図りながら、事業所に対し、経営などの方針決定の場への女性の参画を働きかけます。 | 地域振興課 |
| 3122 | 各種団体における方針決定の場への女性の参画促進 | 自治会、PTA、市民団体、ボランティア団体、NPOなどに対し、各団体の運営に関する方針決定の場への女性の参画を働きかけます。 | 地域振興課 社会福祉課 生涯学習課 |

＜現状と課題＞

働くことは経済的自立の基盤であり、自己実現にもつながります。働きたい人が性別にかかわらずさまざまな働き方を選び、その能力を十分に発揮できる社会づくりは、活力ある社会を構築する上で極めて重要です。そのためには、従来の男性を中心とした就業条件や環境を見直し、女性と男性が対等に働くことができる労働環境や条件整備が必要となります。

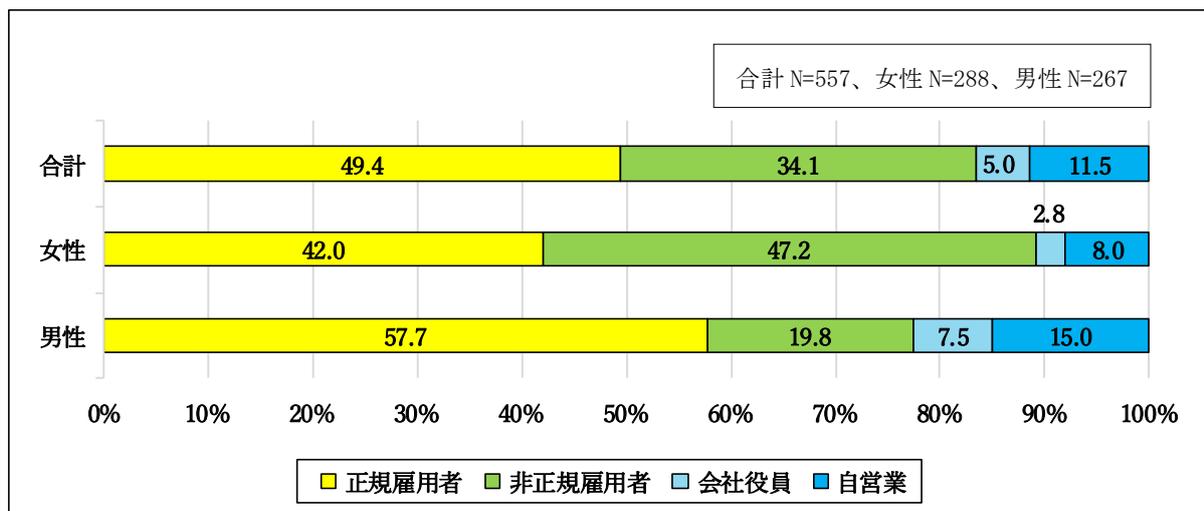
近年、ライフスタイルの変化や価値観が多様化する中で、働き方や子育て支援などの社会的基盤である「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」の改正などの法制度は整備されてきました。しかし、本市が実施したアンケート調査の結果では、職場での男女の地位について、70.8%の人が男性の方が優遇されていると回答しています。このことは、雇用形態、賃金、昇進などの待遇面などにおいて、依然として男女格差があり、均等な雇用の機会や待遇が図られていない実情がうかがえます。

本市が実施した就業者の就労形態についてのアンケート調査では、女性の非正規雇用率が47.2%、男性は19.8%という結果になっています。主婦が手の空いた時間にパートタイム労働を行っていることなどから非正規雇用率は高く、多様なニーズに応えつつ女性の能力発揮を促進している状況であります。一方で、女性の非正規雇用の割合が高いという状況は、女性が貧困に陥りやすい背景の一つとなっています。

このようなことから、継続した女性の就業機会の支援や職場環境の改善などの取り組み、また、育児休業取得後の職場への復帰や退職後の再就職ができる環境整備など、女性の就職に関する支援を行うことも必要となります。

男女がライフスタイルに応じた多様な働き方の選択や働き続けることができるように、雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保が求められます。

【図表8】 就業者の就労形態



資料：相生市「男女共同参画に関する市民意識調査」（令和4年度）

施策の方向

男女とも働き続けやすい職場環境づくりに向けて、事業所などへ関連法制度の周知・啓発を図るとともに、多様な働き方に向けての情報提供や女性の就労支援に努めます。

また、女性の起業への情報提供や家族従事者などに対する支援を行います。

- ① 男女の均等な雇用の機会と待遇の確保
- ② 多様な働き方ができる就労形態の整備
- ③ 女性の起業、家族従事者などに対する支援

<施策の方向> ① 男女の均等な雇用の機会と待遇の確保

| NO | 具体的施策 | 内容 | 担当課 |
|------|-------------------------------------|---|--------------|
| 3211 | 各種情報提供、法制度の周知 | 男女平等の視点に立った雇用環境の整備を図るため、男女雇用機会均等法やパートタイム労働法などについて、事業所などへの情報提供に努めます。 | 地域振興課 |
| 3212 | セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の防止に向けての啓発 | 働く場におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の防止に向けた啓発を進めます。 | 総務課 地域振興課 |
| 3213 | 就業・労働相談の充実 | 関係機関と連携を図り、就業・労働相談の充実を図ります。 | 地域振興課 |

<施策の方向> ② 多様な働き方ができる就労形態の整備

| NO | 具体的施策 | 内容 | 担当課 |
|------|-------------------|--|-----------------|
| 3221 | 事業所などへの各種情報提供 | 事業所などへ仕事と生活の調和、育児休業及び介護休業など、多様で柔軟な働き方に関する情報提供に努めます。 | 総務課 地域振興課 |
| 3222 | 多様な働き方の率先した取り組み | 市が、仕事と生活の調和を実施する事業所のモデルとなるよう取り組んでいきます。 | 総務課 |
| 3223 | 職場復帰や再就職に向けた支援の充実 | 育児休業取得後の職場への復帰や退職後の再就職を支援するため、女性の就職に関する講座や研修会などを関係機関と連携し実施します。 | 地域振興課 子育て元気課 |

<施策の方向> ③ 女性の起業、家族従事者などに対する支援

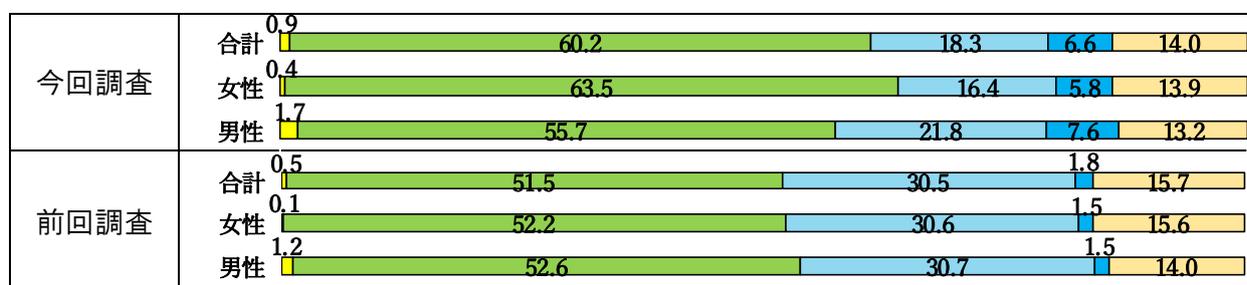
| NO | 具体的施策 | 内容 | 担当課 |
|------|-----------------------|--|-------|
| 3231 | 女性の起業への情報提供 | 関係機関と連携し、起業についての情報提供を行います。 | 地域振興課 |
| 3232 | 自営業、農業経営などに従事する女性への支援 | 家族従事者として働く女性の経営参画、就業条件の整備や家族経営協定の普及・啓発を行います。 | 地域振興課 |

育児・介護休業の取得について、アンケート調査の結果では、育児休業、介護休業ともに男女「主に妻が取るほうがよい」の回答が多くなっています。子育てや介護は妻が主にするものという意識が根強くあり、家庭を重視した生活基盤の上で就業可能な範囲で働くという意識が見えてきます。

男女が共に協力し、責任を担って家庭を築いていくためには、長時間労働など従来の働き方を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現する必要があります。

また、育児・介護休業の取得を積極的に進め、男性が家事・育児に関わることは特別なことではないという意識を男性のみならず女性も含む労働者、事業所、地域社会など、社会全体が認識することが重要となります。

【図表 10】共に勤めのある夫婦の場合、どちらが育児休業を取得するか。



■主に夫 ■主に妻 ■夫婦共同 ■その他 ■無回答

今回調査：合計 N=1355、女性 N=786、男性 N=537、前回調査：合計 N=1751、女性 N=918、男性 N=736

資料：今回調査：相生市「男女共同参画に関する市民意識調査」（令和 4 年度）

前回調査：相生市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成 24 年度）

【図表 11】共に勤めのある夫婦の場合、どちらが介護休業を取得するか。



■主に夫 ■主に妻 ■夫婦共同 ■その他 ■無回答

今回調査：合計 N=1355、女性 N=786、男性 N=537、前回調査：合計 N=1751、女性 N=918、男性 N=736

資料：今回調査：相生市「男女共同参画に関する市民意識調査」（令和 4 年度）

前回調査：相生市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成 24 年度）

施策の方向

充実した家庭生活を送るために、男女が子育てや介護にかかわる大切さについて意識啓発を行い、男性も積極的に家事・育児・介護に関わることができるよう学習機会の充実を図ります。また、多様なニーズに対応した子育てサービス、介護サービスの充実を図ります。

- ① 家庭生活における男女共同参画の推進
- ② 子育て支援の充実
- ③ 介護支援の充実

<施策の方向> ① 家庭生活における男女共同参画の推進

| NO | 具体的施策 | 内容 | 担当課 |
|------|------------------------------|---|------------------|
| 3311 | 男女が共に担う家事・育児・介護についての啓発・学習の推進 | 男女が共同して家庭責任を担うことの大切さについて、意識啓発、情報提供、学習の機会を提供します。 | 地域振興課 人権教育推進室 |

<施策の方向> ② 子育て支援の充実

| NO | 具体的施策 | 内容 | 担当課 |
|------|----------------------------------|--|--------------------------|
| 3321 | 男女が共に担う子育てへの参画を促進する意識づくりと学習機会の提供 | 男女が共同して家庭生活を営めるよう、子育てに関する知識を習得する場を提供し、男性の子育てへの参加促進を図ります。 | 子育て元気課 |
| 3322 | 多様なニーズに対応した保育サービスの充実 | 保護者の就労時間や就労形態の多様化に対応するため、保育サービスの充実を図り、子育てと仕事の両立を支援します。 一時預かり事業、延長保育、病児病後児保育、障害児保育などの特別保育の充実を図り、弾力的できめ細かな保育サービスを提供します。 また、昼間、家庭に保護者のいない児童の健全育成を図るための、放課後児童保育の充実を図ります。 | 社会福祉課 子育て元気課 生涯学習課 |
| 3323 | 子育てに関する相談機能の充実 | 子育て中の親子の子育てに関する悩みなどについて、相談体制の充実を図ります。 | 子育て元気課 学校教育課 |
| 3324 | ファミリー・サポート・センター運営の推進 | 子育て家庭の負担軽減を図るためのファミリー・サポート・センターの運営を推進します。 | 子育て元気課 |
| 3325 | 育児休業制度の周知啓発と促進 | 男女の育児休業の取得に向け、事業所などへ制度の周知啓発や取得しやすい職場づくりとなるよう働きかけます。 | 総務課 地域振興課 |

<施策の方向> ③ 介護支援の充実

| NO | 具体的施策 | 内 容 | 担当課 |
|------|------------------------|---|--------------|
| 3331 | 介護に関する相談体制の充実 | 関係機関との連携による相談体制の充実を図ります。 | 長寿福祉室 |
| 3332 | 多様なニーズに対応した介護サービスの充実 | 在宅介護支援サービスを充実させ、家族の負担の軽減を図ります。 | 長寿福祉室 |
| 3333 | 男性の介護への参加意識の啓発と介護能力の向上 | 介護は社会全体が分かち合うという認識のもと、介護の負担が女性に集中することがないように、啓発を行います。また、各種教室・各種団体への参加を促進します。 | 長寿福祉室 |
| 3334 | 介護休業制度に関する情報提供 | 男女の介護休業の取得に向け、事業所などへ制度の周知啓発や取得しやすい職場への働きかけを行います。 | 総務課 地域振興課 |

＜現状と課題＞

最も身近な暮らしの場である地域社会においては、高齢化や人間関係の希薄化が進んでおり、地域活動の低下が課題となっています。地域において、男女がいきいきと暮らすためには、地域住民が協力し合い、多様な生き方、考え方を互いに認め合わなければなりません。そのためには、性別や年齢にかかわらず地域活動に積極的に参加・参画することが重要となります。

本市が実施したアンケート調査の結果では、地域活動における男女の役割分担について、企画等の決定は男性が行い、団体の長には男性が就くという実態があります。地域の実質的な活動は女性が担っているにもかかわらず、主導的な役割は男性が担うという状況が多くみられることは、女性の意見が十分に反映されにくい状況にあると考えられます。

【図表 12】

地域活動（自治会、ボランティアなど）における男女の役割分担の実態

【単位：％】

| | | | | | | |
|----------------|----|------|------|------|------|------|
| ① 企画等の決定は男性が行う | 合計 | 34.7 | 9.9 | 25.7 | 20.7 | 9.0 |
| | 女性 | 34.0 | 7.6 | 23.2 | 24.0 | 11.2 |
| | 男性 | 35.9 | 13.2 | 28.7 | 16.2 | 6.0 |
| ② 準備や片付けは女性が行う | 合計 | 18.5 | 21.0 | 39.8 | 12.1 | 8.6 |
| | 女性 | 22.3 | 15.9 | 38.4 | 12.8 | 10.6 |
| | 男性 | 12.7 | 28.3 | 42.4 | 11.0 | 5.6 |
| ③ 団体の長には男性が就く | 合計 | 57.9 | 7.2 | 14.9 | 12.0 | 8.0 |
| | 女性 | 59.8 | 5.1 | 12.2 | 13.2 | 9.7 |
| | 男性 | 56.0 | 10.1 | 18.4 | 10.1 | 5.4 |
| ④ 女性の発言が少ない | 合計 | 22.9 | 18.0 | 29.9 | 21.0 | 8.2 |
| | 女性 | 22.8 | 15.4 | 29.3 | 22.6 | 9.9 |
| | 男性 | 23.6 | 21.8 | 30.9 | 18.1 | 5.6 |
| ⑤ 男性の参加が少ない | 合計 | 12.5 | 30.3 | 28.0 | 21.0 | 8.2 |
| | 女性 | 13.1 | 26.1 | 28.5 | 22.3 | 10.0 |
| | 男性 | 11.5 | 36.9 | 27.2 | 19.0 | 5.4 |

■ そうである ■ そうでない ■ どちらでもない ■ 分からない ■ 無回答

合計 N=1355、女性 N=786、男性 N=537

資料：相生市「男女共同参画に関する市民意識調査」（令和4年度）

一方、地域活動における男女の役割分担に係る調査結果では、どの項目においても改善すべきと答えている割合が女性に比べ男性のほうが高いことは、男性は方法やきっかけにより変わるということでもあります。男性を中心とした社会運営の見直しを行い、女性自らが意思決定の場に参画する意欲とその能力を発揮し、男女の意見が平等に反映されることは、さまざまな課題を抱える地域社会にとって有益となります。

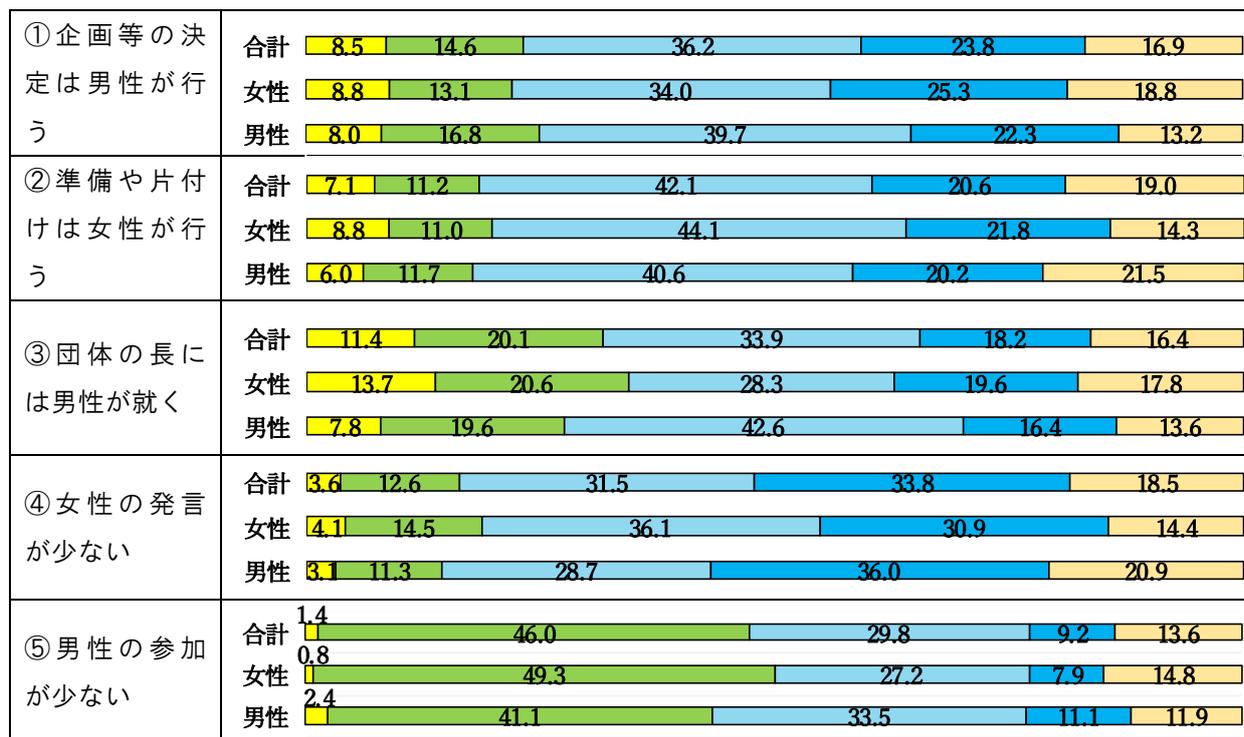
また、地域における性犯罪、ストーカー行為などについては、見守り活動などの強化により関係機関と連携を図りながら、安全で安心して暮らせる環境づくりの推進が必要となります。

また、本市には、多くの在住外国人が暮らしています。あらゆる分野での国際化が進展する中で、男女共同参画の推進においても、国際的な視点に立った取り組みを行っていく必要があります。在住外国人が地域の一員として暮らしやすい環境づくりを推進するためにも、日本語学習や生活情報の提供といった支援も含め、国際理解教育と国際交流に貢献する地域づくりを進めていくことが重要となります。

【図表 13】

地域活動（自治会、ボランティアなど）における男女の役割分担のあなたの考え

【単位：％】



■ そうである ■ そうでない ■ どちらでもない ■ 分からない ■ 無回答

合計 N=1355、女性 N=786、男性 N=537

資料：相生市「男女共同参画に関する市民意識調査」（令和4年度）

施策の方向

地域活動・社会活動において男女が共に参加しやすい環境づくりに向けた意識啓発や参加促進に努めます。また、国際理解を深めるための教育や情報提供を行います。

- ① 地域活動における男女共同参画の推進
- ② 社会活動における男女共同参画の推進
- ③ 国際理解教育・交流の推進

<施策の方向> ① 地域活動における男女共同参画の推進

| NO | 具体的施策 | 内容 | 担当課 |
|------|------------------------|---------------------------------------|-------|
| 3411 | 自治会などへの女性役員の選出に向けた取り組み | 自治会などにおける女性役員の登用が拡大できるよう、地域団体へ働きかけます。 | 地域振興課 |
| 3412 | 地域活動への男性の参加の促進 | さまざまな地域活動への男性の積極的な参加を推進します。 | 地域振興課 |

<施策の方向> ② 社会活動における男女共同参画の推進

| NO | 具体的施策 | 内容 | 担当課 |
|------|----------------------------|---|-------|
| 3421 | 市民団体、グループ、NPOなどの行う社会活動への支援 | 市民団体、グループ、NPOなどが行う自主的・公益的な社会活動へ、男女が共に参加しやすい環境づくりを支援します。 | 地域振興課 |

<施策の方向> ③ 国際理解教育・交流の推進

| NO | 具体的施策 | 内容 | 担当課 |
|------|-----------|---|----------------|
| 3431 | 国際理解の推進 | 言葉、文化、習慣などの違いを抱えながら生活している在住外国人に、学習機会や情報を提供します。 また、市民の異文化への理解を深める機会を提供するなど、多文化共生を推進します。 | 企画広報課 |
| 3432 | 国際理解教育の推進 | 幼稚園、小・中学校の英語活動や英語学習を通して、国際社会に関心を持てるよう推進します。 | 学校教育課 生涯学習課 |

<現状と課題>

高齢化や単身世帯の増加などにより、地域コミュニティの機能の低下とともに、近年多発する自然災害に対応するためにも、防災・防犯などの活動における女性の積極的な参画が求められています。

防災分野においては、平時から市民の防災意識の向上を図り、地域、家庭、学校、職場などで積極的な取り組みを行うことが重要となります。特に、災害に関する各種対応マニュアルには、避難行動要支援者への支援策や災害に起因する犯罪抑止などきめ細かな対応が求められます。

災害時には、増大した家庭的責任や負担が女性に集中するため、高齢者や障害のある人、女性・子育て世帯のニーズを踏まえ避難所運営を行う必要があります。男女のニーズの違いやすべての人への配慮など男女共同参画の視点に立った防災、減災対策を行うため、女性が地域団体やまちづくりに参画していくことや、防災や危機管理に関する知識・技術を身に付け、地域や事業所などにおける防災リーダーとして養成していくことが必要です。

また、性犯罪、ストーカー行為など、女性に対する暴力は多様化してきている状況にあり、関係機関と連携を図りながら、安全で安心して暮らせる環境づくりの推進が必要となっています。

施策の方向

防災分野における女性の積極的な参画促進やリーダーとなる人材の育成を行います。また、防犯グループへの活動支援を行います。

- ① 防災における女性の参画促進
- ② 防犯における取り組みの充実

<施策の方向> ① 防災における女性の参画促進

| NO | 具体的施策 | 内 容 | 担当課 |
|------|----------------------|---|--------------|
| 3511 | 防災分野の活動における女性の積極的な参画 | 自主防災組織などにおいて、女性が積極的に参画することを促進します。 また、防災計画、各種対応マニュアル、防災訓練、避難場所、災害ボランティア活動の場などにおいて、男女共同参画の視点が反映されるよう配慮します。 | 危機管理課 |
| 3512 | 防災活動における女性の人材育成 | 地域における防災活動において、リーダーとなる女性人材の育成を図ります。 | 危機管理課 |
| 3513 | 防災・災害復興における男女共同参画 | 被災地への女性職員の配置や、性別による視点の違いが反映できるよう、防災・災害復興に関する方針決定の場への女性の参画など、男女共同参画の視点を持った防災施策を推進します。 | 総務課 危機管理課 |

<施策の方向> ② 防犯における取り組みの充実

| NO | 具体的施策 | 内 容 | 担当課 |
|------|---------------------|--|----------------|
| 3521 | 防犯グループなどへの参画促進と活動支援 | 地域の安全を守るまちづくり防犯グループなどへの参画促進を図り、活動支援を行います。 | 危機管理課 学校教育課 |
| 3522 | 地域における青少年健全育成活動の推進 | 地域ぐるみで子どもを守り育てるという認識に立ち、関係機関との連携を図り、青少年育成にかかわる市民活動の積極的な推進に努めます。 | 学校教育課 |
| 3523 | 性犯罪、ストーカー行為などの対策の推進 | すべての人がその人権を理解し、犯罪を防止するため、地域住民による防犯パトロールや警察官によるパトロールなど関係機関との連携を強化します。 | 危機管理課 学校教育課 |

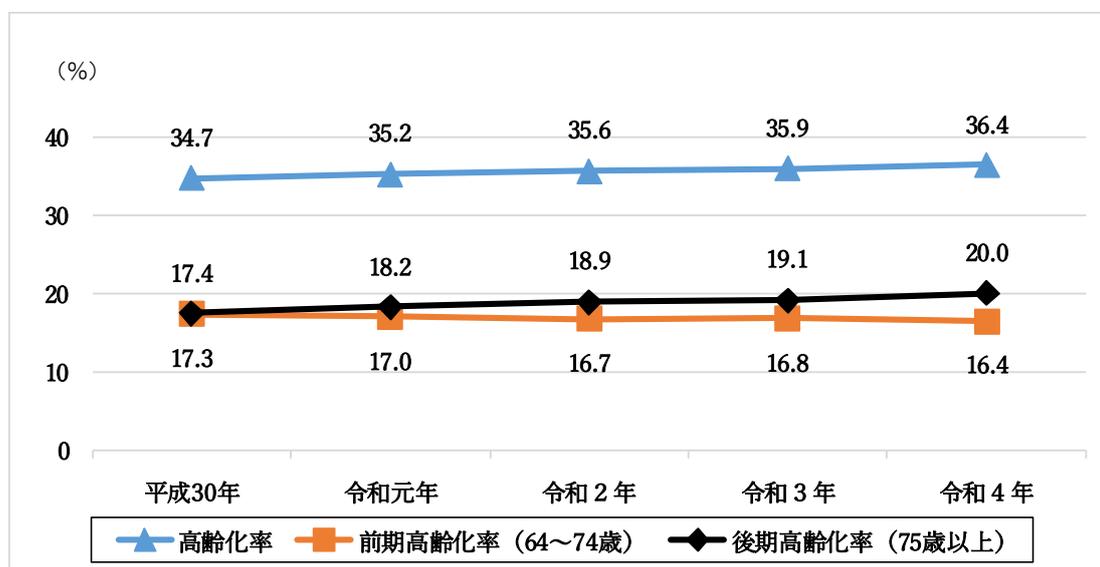
基本目標4 すべての人が安心してすごせる社会づくり

基本課題 (1) 高齢者の地域自立支援

<現状と課題>

本市の人口は、過去5年間で約1,700人減少し、高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）は36.4%で、前期高齢化率（総人口に占める65～74歳の割合）は16.4%、後期高齢化率（総人口に占める75歳以上の割合）は20.0%となっています。また、65歳以上の男女別の人口比率※では、男性32.3%に対し、女性40.3%で、女性が男性を大きく上回っており、高齢者が直面する諸問題は女性にとって一際重大となります。

【図表14】 相生市の高齢化率

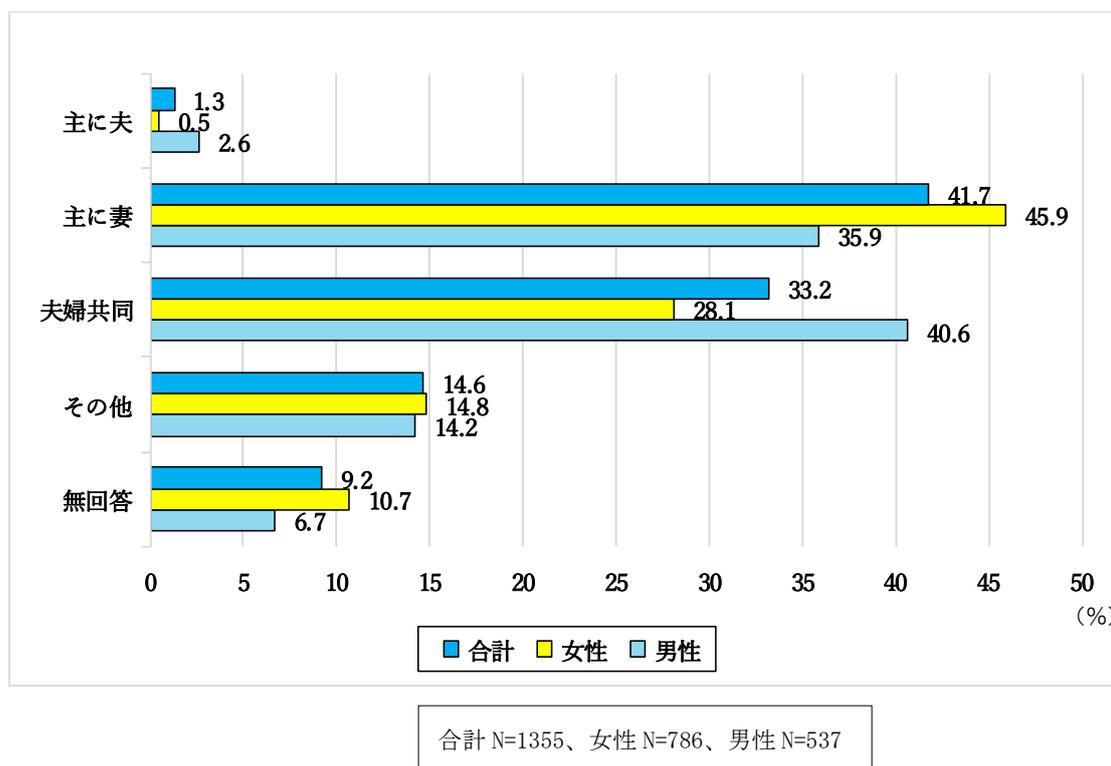


資料：相生市「住民基本台帳」（各年3月31日現在）

※ 7 ページ、「図表4 年齢別人口比率の推移」参照。

本市が実施したアンケート調査の結果では、高齢者等への世話・介護を行っているのは、主に妻が最も多く41.7%で、主に夫は1.3%となっています。この傾向は、国の世論調査においても男性より女性が担っている結果となっており、介護の負担が女性に著しく偏っていることがわかります。このことから、女性の社会的活動への参加を阻んでいる要因となることが懸念されます。

【図表 15】 高齢者等の世話・介護



資料：相生市「男女共同参画に関する市民意識調査」（令和4年度）

健康で安心して暮らせる社会の実現には、生活実態、意識、身体機能などの違いに配慮したきめ細かな自立支援施策などの展開が必要です。

さらに、若い時期からの働き方や家族の持ち方など世代の横断的な視点が必要となります。このため、男女共同参画の視点に立ち、高齢者の就業促進、社会参画に対する支援や性差に配慮した医療・介護予防への取り組み、介護基盤の構築など安心してすごせる社会づくりが求められています。

施策の方向

高齢者への就労情報の提供や就労機会の充実を図ります。また、地域で支え合う介護支援の充実を図ります。

- ① 高齢者の自立に向けた支援
- ② 介護支援体制の充実

<施策の方向> ① 高齢者の自立に向けた支援

| NO | 具体的施策 | 内容 | 担当課 |
|------|----------------|--|-------------------------|
| 4111 | 高齢者の就業機会の充実 | 高齢者が豊富な知識や優れた技能を発揮し、それぞれの能力を十分に活用できるように、シルバー人材センターを中心に、高齢者の就労情報の提供や就労機会の充実を図ります。 | 地域振興課 |
| 4112 | 地域で支え合う介護支援の充実 | 高齢者の見守り体制の構築と、自治会、民生委員・児童委員、介護支援専門員及び地域包括支援センターなどの関係機関のネットワークづくりを推進します。 | 地域振興課 社会福祉課 長寿福祉室 |
| 4113 | 介護予防を図る施策の充実 | 高齢者の健康づくりや介護予防を目的とする教室の開催などを実施します。 | 子育て元気課 |

<施策の方向> ② 介護支援体制の充実

| NO | 具体的施策 | 内容 | 担当課 |
|------|-------------------------|---|-------|
| 4121 | 介護保険制度の円滑な実施及び情報提供・利用啓発 | 介護保険に関するさまざまな情報提供や利用を啓発します。 | 長寿福祉室 |
| 4122 | 情報提供・相談体制の充実 | 介護サービスの利用などに関する相談について、地域包括支援センターなど関係機関との連携により、相談体制の充実を図ります。 | 長寿福祉室 |

＜現状と課題＞

女性は、妊娠、出産、育児などの契機に就業の中断を生じやすいことから、経済的な自立が男性より難しく、生活困難に陥りやすい状況があります。国の調査での相対的貧困率については、男女とも20代が最も高く、その他の年齢層においては男性に比べて女性の方が高く、60代で上昇し、若いシングルマザーとなった方が高くなっています。このように、生活困難の背景には、性別役割分担意識とそれに伴う就業構造などが関係していることを踏まえて、生活安定と自立に向けた支援の充実が求められます。

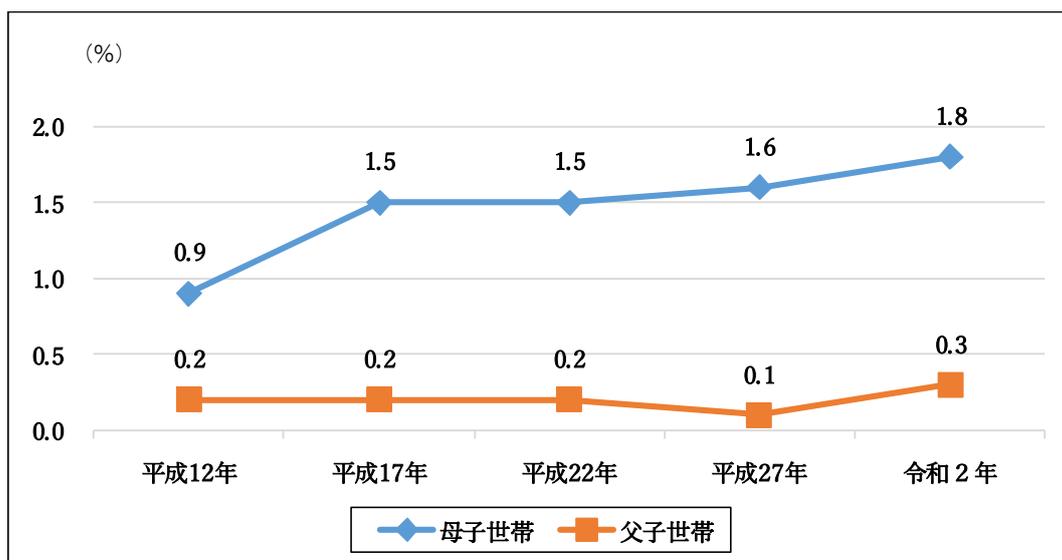
近年、離婚の増加などにより、ひとり親家庭が増えており、母子家庭の経済的不安、父子家庭の子育て・家事の不安が顕在化しています。家族形態が多様化する中、自らの意思で多様な生き方が選択できるような力を付けるとともに、女性の就業継続や再就職の支援、教育費の負担軽減を行うなど、個人の様々な生き方に沿ったサービスの提供を図ることが必要となります。

【図表 16】 男女別、年齢別貧困率 (%)

| | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|-------------|-------------|
| 女性 (シングルマザー) | 19.6 (32.7) | 12.4 (30.5) | 11.2 (23.4) | 11.7 (—) | 15.7 (—) |
| 男性 | 21.5 | 10.0 | 9.6 | 9.4 | 13.3 |

資料：令和3年度内閣府調査

【図表 17】 相生市におけるひとり親世帯割合の推移



資料：国勢調査

【図表 18】 相生市におけるひとり親世帯数の推移 (世帯)

| | 平成 12 年 | 平成 17 年 | 平成 22 年 | 平成 27 年 | 令和 2 年 |
|------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 母子世帯 | 112 | 172 | 178 | 193 | 213 |
| 父子世帯 | 21 | 23 | 23 | 18 | 38 |

資料：国勢調査

障害のある人についても、豊かで充実した生活を送るためには、住み慣れた地域で自立した生活を営み、積極的に社会参加できるよう支援していくことが必要です。それに加えて、女性であることで困難な状況に置かれている場合も少なくないことに配慮するなど、安心して暮らすための福祉施策、地域でのネットワークを男女共同参画の視点に立って総合的に展開することが必要です。

また、児童、高齢者、障害のある人に対する虐待については、地域、行政が一体となって虐待の早期発見、早期対応、再発防止などの取り組みを推進していくことが求められます。

施策の方向

困難を抱えるすべての人が自らの意思で主体的に安心して暮らせるように、男女共同参画の視点に留意して、自立に向けた支援や福祉サービスなどに関する情報提供を行います。

また、児童、高齢者、障害のある人についても、虐待防止に向けた取り組みを推進します。

- ① 低所得者の生活安定と自立支援の促進
- ② ひとり親家庭に対する支援
- ③ 障害のある人やその家族への支援
- ④ 児童、高齢者、障害のある人に対する虐待防止対策の推進

<施策の方向> ① 低所得者の生活安定と自立支援の促進

| NO | 具体的施策 | 内容 | 担当課 |
|------|-----------------|---|-------|
| 4211 | 生活安定に向けた自立支援の促進 | 自立に向けた支援のための各種制度、福祉サービスなどに関する情報提供を行います。 | 社会福祉課 |

<施策の方向> ② ひとり親家庭に対する支援

| NO | 具体的施策 | 内容 | 担当課 |
|------|----------------------|--|--------|
| 4221 | 相談の充実 | ひとり親家庭が抱える問題解決のために、母子自立支援員・家庭児童相談員による相談体制を充実します。 | 子育て元気課 |
| 4222 | ひとり親家庭の生活に対する支援体制の充実 | 自立に向けた就労など経済的支援を行います。 | 子育て元気課 |

<施策の方向> ③ 障害のある人やその家族への支援

| NO | 具体的施策 | 内 容 | 担当課 |
|------|------------------------|---|-------|
| 4231 | 障害のある人に対する生活支援の充実 | 障害のある人の特性やライフスタイルに沿った身体介護や家事援助などの障害福祉サービス等の提供を図ります。 | 社会福祉課 |
| 4232 | 地域での交流支援と活動の場の確保 | 積極的に地域社会へ参画できるよう交流事業、外出支援、活動の機会の提供などの支援を行います。 | 社会福祉課 |
| 4233 | 障害のある人の就労の支援 | 就労を支援するため、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、企業などとの連携強化を図ります。 | 社会福祉課 |
| 4234 | 障害のある人やその家族に対する相談支援の充実 | さまざまな問題について、気軽に相談できる相談支援事業を実施します。 | 社会福祉課 |

<施策の方向> ④ 児童、高齢者、障害のある人に対する虐待防止対策の推進

| NO | 具体的施策 | 内 容 | 担当課 |
|------|----------------------|---|--------|
| 4241 | 子育て支援サービスの充実 | 育児支援家庭訪問事業、こんにちは赤ちゃん事業を行います。 | 子育て元気課 |
| 4242 | 児童虐待の防止対策の推進 | 児童虐待防止対策を推進するため、関係機関との連携を図ります。 | 子育て元気課 |
| 4243 | 高齢者虐待の防止対策の推進 | 高齢者虐待防止対策を推進するため、関係機関との連携を図ります。 | 長寿福祉室 |
| 4244 | 高齢者虐待の早期発見に向けた対策の推進 | 地域包括支援センターと連携し、高齢者を地域で支援する体制を強化します。 | 長寿福祉室 |
| 4245 | 認知症高齢者対策の体制整備 | 高齢者の見守り体制の構築とともに、認知症サポーターの育成をはじめ、成年後見制度などの周知啓発と利用促進に努めます。 | 長寿福祉室 |
| 4246 | 障害のある人への性的虐待等防止対策の推進 | 障害のある人への性的虐待等防止対策を推進するため、関係機関との連携を図ります。 | 社会福祉課 |

基本課題 (3) 生涯にわたる心と体の健康づくり

<現状と課題>

男女共同参画社会を実現するためには、すべての人が対等な関係のもと、互いの性を十分に理解した上で、自分を大切にするとともに、相手に対する思いやりを持ち、生涯にわたる健康の保持・増進に努めることが不可欠です。

特に女性は、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など、男性とは異なる身体上・健康上の問題に直面します。婚姻、出産の平均年齢が上昇し女性のライフスタイルが多様化しており、安心して子どもを産むことができるよう環境を整備することが大切です。

また、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の視点に立ち、「女性の性は人権」という認識を持ち、情報提供や健康づくり支援を充実していく必要があります。

さらに、長寿社会をいつまでも健やかに、安心して生きるためには、病気の予防が大切です。特に受診率の低い子宮がん・乳がん検診の受診率向上などに取り組むとともに、更年期・高齢期における健康管理は、病気の早期発見・早期治療が要介護の予防のためにも不可欠です。

また、心の健康づくりとしては、自殺防止やうつ予防のための心の健康に向けた支援も必要となります。

【図表 19】 相生市における自殺者数 (人)

| | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 令和元年 | 令和 2 年 |
|----|---------|---------|---------|------|--------|
| 女性 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 男性 | 5 | 6 | 3 | 2 | 2 |

資料：兵庫県保健統計年報

施策の方向

多様化・複雑化する社会環境下での生活は、心と体の健康保持にさまざまな影響を及ぼしています。女性には、妊娠や出産という身体的機能があり、生涯にわたる心と体の健康について、男女が異なる問題を抱えていることに配慮しながら健康支援を行うとともに、男女それぞれが主体的に考えることができるよう、健康に関する知識や認識の普及を図ります。

- ① 生涯にわたる健康の保持増進
- ② 母子保健医療の充実
- ③ 心の健康づくりの支援

＜施策の方向＞ ① 生涯にわたる健康の保持増進

| NO | 具体的施策 | 内 容 | 担当課 |
|------|---|---|-----------------|
| 4311 | 学校教育における性教育の実施 | 児童生徒が発達段階に応じ、性に関する正しい知識を身に付け、生命の大切さを理解するため、学校における性に関する指導の充実に努めます。 | 学校教育課 |
| 4312 | 心と体の健康保持のための教育の推進 | 薬物乱用防止教育などを計画的に進めます。 | 学校教育課 |
| 4313 | 子宮がん検診・乳がん検診の実施 | 子宮がんや乳がんを早期に発見し、早期治療につなげるために、各がん検診を実施します。また、がん検診の重要性などの意識啓発に努め、市民の健康管理意識の向上と健康の保持増進を図ります。 | 子育て元気課 |
| 4314 | 女性の健康を守るための支援体制の充実 | 出生期から高齢期までのライフステージに応じて、健康診査や保健指導をはじめ、相談体制の充実に努めます。 | 子育て元気課 |
| 4315 | 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）に関する意識の普及・啓発 | 女性が自らの体と健康について責任を持って自己決定を行う権利があるという考え方の普及・啓発を行います。 | 子育て元気課 学校教育課 |

＜施策の方向＞ ② 母子保健医療の充実

| NO | 具体的施策 | 内 容 | 担当課 |
|------|-------------------|---|--------|
| 4321 | 妊婦健康診査費助成事業 | 妊婦健康診査費を助成して、妊婦が安全に安心して出産できるよう支援します。 | 子育て元気課 |
| 4322 | 妊産婦の健康相談及び訪問指導の実施 | 妊産婦の健康を守るために必要な日常生活のアドバイスや不安や悩みなどの相談を、保健師などが面談及び訪問で実施します。 | 子育て元気課 |

＜施策の方向＞ ③ 心の健康づくりの支援

| NO | 具体的施策 | 内 容 | 担当課 |
|------|---------------------|--------------------------------------|--------|
| 4331 | 心の健康づくりに関する啓発・相談の推進 | 自殺予防対策研修会や講演会の開催及び保健師による電話相談等を実施します。 | 子育て元気課 |

基本目標5 推進体制の整備・強化

基本課題 (1) 施策の推進体制・進行管理の充実

<現状と課題>

本計画の推進のためには、各分野で定めたさまざまな取り組みを全庁的に実施していくことが重要です。行政だけでなく、市民、団体、事業所など地域社会の様々な関係機関とネットワークを構築し、協働して、施策の推進体制の整備や進行管理の充実に取り組みます。

また、男女共同参画に関する様々な課題に幅広く対応するため、社会経済状況の変化や国・県の制度改正の動向を踏まえ、国・県・関係機関などとの連携を図る必要があります。

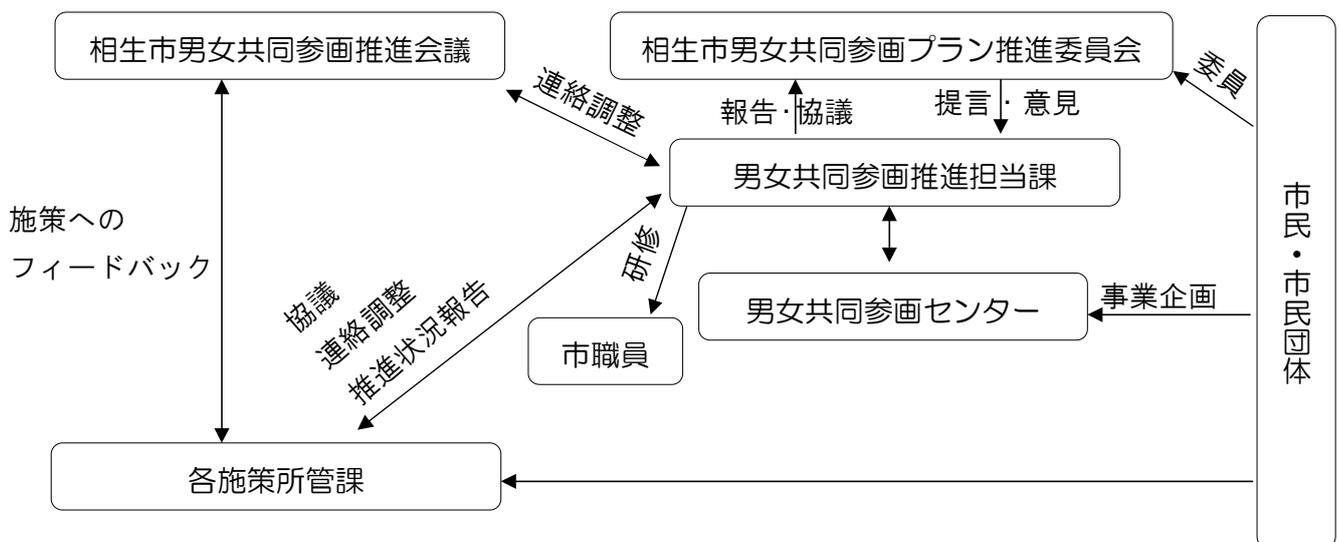
<推進体制>

●庁内の推進体制

「相生市男女共同参画推進会議」を中心に、本計画の総合的な推進と施策の進捗状況を把握し、計画の進行管理及び評価・見直しを行います。

●市民の参画

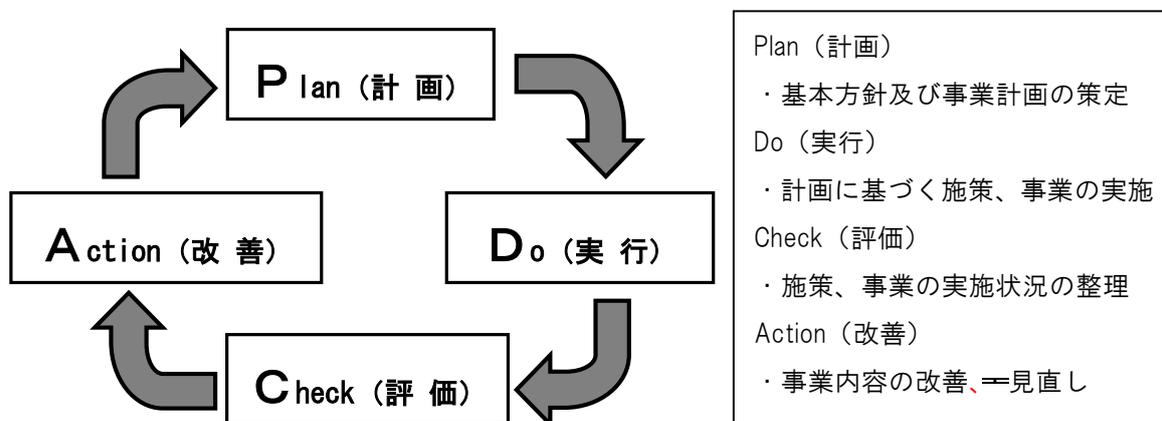
学識経験者や関係団体などの代表者、公募市民から構成される「相生市男女共同参画プラン推進委員会」において、本計画の推進に関し必要な事項について審議するとともに、計画の進捗状況の点検・評価、施策などの改善に係る提言などを行います。



<計画の進行管理>

施策の実施状況などを毎年取りまとめ、P D C Aサイクルにより進行管理を行います。

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返し行い、施策の進捗状況を把握し、継続的に事業内容を改善していきます。



施策の方向

施策の推進体制・進行管理を充実し、着実に計画を推進するための体制を整備します。

① 施策の推進体制・進行管理の充実

<施策の方向> ① 施策の推進体制・進行管理の充実

| NO | 具体的施策 | 内容 | 担当課 |
|------|-----------------------------|---|-------|
| 5111 | 庁内推進体制の整備及び推進会議の実施 | 庁内推進体制を整備し、推進会議を中心に計画の進行管理及び評価・見直しを行います。 | 地域振興課 |
| 5112 | 市民の参画による推進体制の整備及び推進委員会機能の充実 | 市民参画による推進体制を整備し、推進委員会を開催し、計画の進捗状況の評価、施策などの改善に係る提言などを行います。 | 地域振興課 |
| 5113 | 実施計画の進行管理の充実 | プランの実実施計画の進行管理や評価を毎年行い、施策を推進します。 | 関係各課 |
| 5114 | 国・県・関係機関などとの連携 | 計画の推進のため、国・県・関係機関などとの連携を図り、協力体制を充実させます。 | 関係各課 |
| 5115 | 男女共同参画を推進する拠点施設の充実・強化 | 男女共同参画に関する学習、情報提供、相談業務などを行う市民の活動拠点の充実を図ります。 | 地域振興課 |
| 5116 | 市民団体との連携強化 | 市民と協働による男女共同参画施策を推進し、連携・支援を行います。 | 関係各課 |

＜現状と課題＞

男女共同参画社会の形成のためには、施策を総合的に展開するとともに、あらゆる施策に男女共同参画の視点を反映しなければ実現しません。しかし、現状では、実施計画の進行管理をはじめ、職員一人ひとりに男女共同参画意識の改革が十分行えたとは言いがたい状況です。すべての職員が男女共同参画について理解を深めるとともに、男女共同参画の視点であらゆる分野の施策の立案、実施に取り組むことができるよう研修機会や情報提供を継続的に行う必要があります。

また、市が男女共同参画推進のモデルとなるよう、職員が仕事と家庭生活を両立し働きやすい職場づくりに取り組みます。

施策の方向

庁内の男女共同参画推進に向けた機運の醸成に努め、市のあらゆる施策に男女共同参画の視点を反映していきます。

また、職員一人ひとりが率先して、男女共同参画の視点であらゆる分野の施策の立案、実施に取り組み、市民のニーズに応えられる行政サービスを進めます。

① 庁内の男女共同参画の推進

＜施策の方向＞ ① 庁内の男女共同参画の推進

| NO | 具体的施策 | 内容 | 担当課 |
|------|------------------------------------|---|--------------|
| 5211 | 庁内向け意識啓発の充実 | さまざまな情報を提供し、男女共同参画に関する意識向上に向けた啓発を行います。 | 関係各課 |
| 5212 | 職員研修などの実施 | 施策推進の立場にある職員の男女共同参画への正しい理解を深めるため、研修や男女共同参画セミナーへの参加を推進します。 | 総務課 地域振興課 |
| 5213 | 審議会などへの女性委員の積極的な登用 (3111 再掲) | 審議会などで女性の意見も反映されるよう女性委員の積極的な登用を推進するとともに、女性委員がいない審議会などの解消に努めます。 また、委員の選出規定、選出区分及び選出方法など男女共同参画の視点で登用が図れるよう検討します。 | 関係各課 |
| 5214 | 庁内における女性職員の管理職登用などの拡大 (3112 再掲) | 市政にかかわる政策・方針決定過程において、女性の意見が反映されるよう女性管理職の登用、性別にこだわらない人員配置及び採用を行います。 | 総務課 |

第4章 第2次相生市配偶者等暴力(DV)対策基本計画

1 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力(DV)は、生命や身体ばかりかその精神に危害を与える犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。DVは、大半が家庭内で行われることや、DVを暴力として認識せず、相手の行為を許してしまうことなどから、被害が潜在化しやすく、周囲が気づかないうちにエスカレートするなど被害が深刻化するという特性があります。

また、DVの被害者の多くは女性であり、その背景には性別による固定的な役割分担意識や経済力の格差などがあるといわれています。女性に暴力を加えることは、個人の尊厳を傷つけ、男女平等と男女共同参画社会実現の妨げとなるとともに、その家庭に育つ子どもの心身にも影響を与え、子どもの成長と人格形成にも深刻な影響を与える児童虐待となる行為です。

平成13(2001)年にDV防止法が制定され、平成16(2004)年、平成19(2007)年、平成25年(2012)と3度の改正法により、配偶者等からの暴力や人権侵害の根絶を図るため、市町村においては、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすこと及び基本計画の策定に努めるよう規定され、本市においても、平成25年(2012)に相生市配偶者等暴力(DV)対策基本計画を策定し、被害者支援のための施策を推進しています。

この度、現行計画の期間が満了することからDV被害者への支援を継続するとともに本市のDV対策を着実に実施するため第2次相生市配偶者等暴力(DV)対策基本計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

「第2次相生市配偶者等暴力(DV)対策基本計画」は、DV防止法第2条の3第3項に基づく計画です。また、第3次相生市男女共同参画プラン「基本目標2 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶」に位置付けます。

3 計画の期間

令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間とします。

ただし、社会情勢などの変化や国・県の動向に柔軟に対応するため、実施計画については、令和9年度(2027)の中間年において内容などの見直しを行います(令和5年度(2023)～令和9年度(2027)＝前期実施計画、令和10年度(2028)～令和14年度(2032)＝後期実施計画)。

4 計画策定の背景

(1) 国の動き

平成 13（2001）年 4 月に「DV 防止法」が制定され、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護することが、国や地方公共団体の責務として位置付けられました。

平成 16（2004）年 12 月の改正では、国による基本方針の策定及び都道府県による基本計画の策定が義務付けられ、さらに、平成 19（2007）年 7 月の改正（平成 20（2008）年 1 月施行）では、市町村も国の方針に即し、都道府県の基本計画を勘案した市町村基本計画の策定に努めることとされました。平成 25 年 7 月（平成 26 年 1 月施行）の改正においては、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者も法の適用対象と拡大されました。

国は、都道府県に対しては、被害者支援の中核としての役割を果たすことを期待する一方、市町村に対しては、被害者に最も身近な行政主体として、相談窓口の設置、支援に対する情報提供、自立に向けた継続的な支援の実施などの基本的な役割について、積極的に取り組むことを期待しています。

(2) 県の動き

平成 18（2006）4 月に、被害者の安全を確保するとともに、被害者が自らの意思で生活基盤を回復するよう支援することを基本とした「兵庫県 DV 計画」を策定し、平成 20（2008）年 1 月の DV 防止法改正と国の基本方針の改定を踏まえ、平成 21（2009）年、平成 26 年（2014）、平成 31（2019）年と 3 回の改定をし計画名を「兵庫県 DV 防止・被害者保護計画」と改称しています。

今後、社会情勢の変化を踏まえつつ、計画に沿って施策を着実に推進し、DV のない社会の実現を目指していくこととしています。

(3) 相生市の現状と課題

本市が実施したアンケート調査の結果では、【図表 21】から DV の経験が何度もあった人と一、二度あった人を合わせると、暴言や無視が最も多く 16.7%、次いで身体に対する暴行が 11.3%で、どちらも女性が受けた割合が高くなっています。また、【図表 23】から、DV を受けた人のうち 29.1%の人は、どこにも誰にも相談しておらず、一方、相談した人は、公的機関よりも家族や友人といった身の周りの人に相談しています。また、男性の 50.8%が相談しなかったとなっております。相談しなかった理由（【図表 24】）から、DV 防止に向けた啓発活動や学習機会の提供などとともに、相談体制の充実と相談窓口の周知に努めることが重要です。

また、交際中の若い人たちの間で起こる「デート DV」の防止についても、中学校、高校などとの連携による正しい理解や認識に向けた教育・啓発が必要です。

今後の相談体制としては、被害者が自立し安心して生活を送るために、住居の確保、就労など生活基盤を整えるための情報提供や心理的なケア、男性向けの相談会など、

状況に応じた支援も必要です。また、相談窓口の周知を図り、被害者の救済・支援体制においては、関係機関との連携を図るなど体制の強化が必要となります。

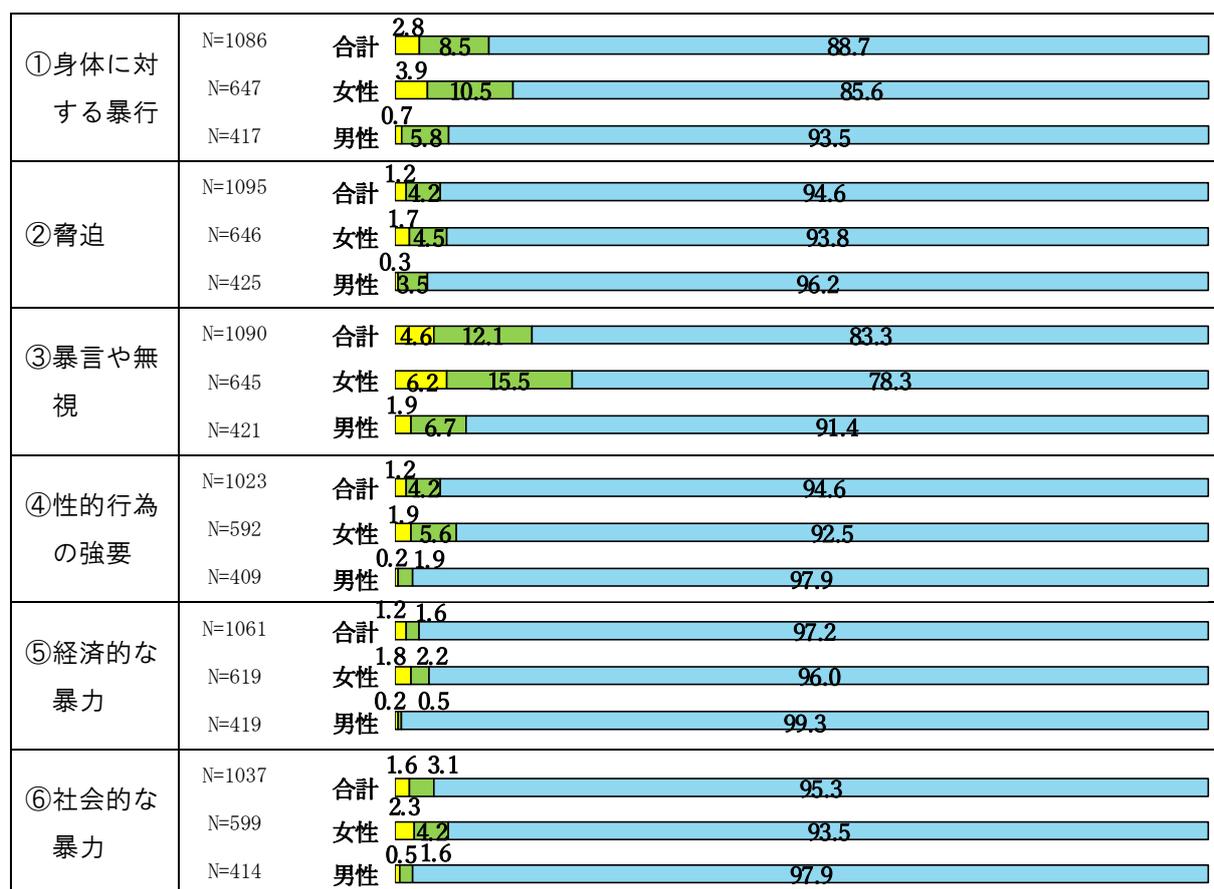
【図表20】 相生市のDV相談状況

(件)

| 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|----------|----------|-------|---------|---------|
| 3 | 4 | 5 | 3 | 2 |

資料：相生市

【図表 21】 配偶者や恋人などからの暴力（DV）の経験

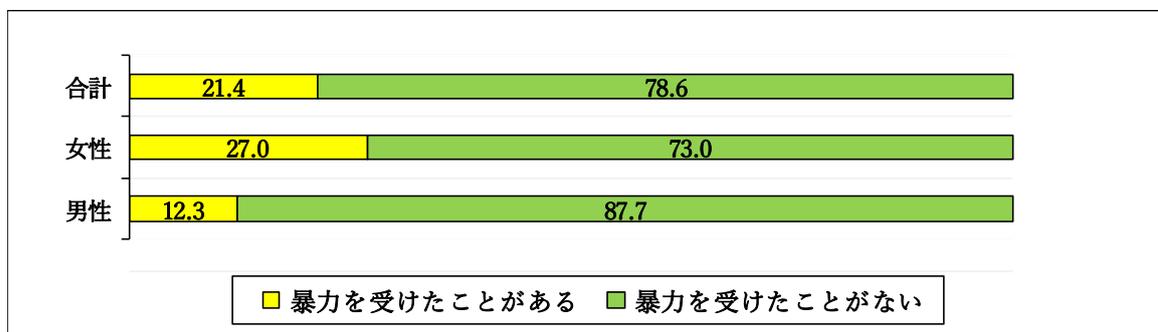


■ 何度もあった ■ 一、二度あった ■ 全くない

資料：相生市「男女共同参画に関する市民意識調査」（令和4年度）
 （※全回答から「配偶者や恋人はいない」、「無回答」を除く。）

【図表 22】 DVの被害経験

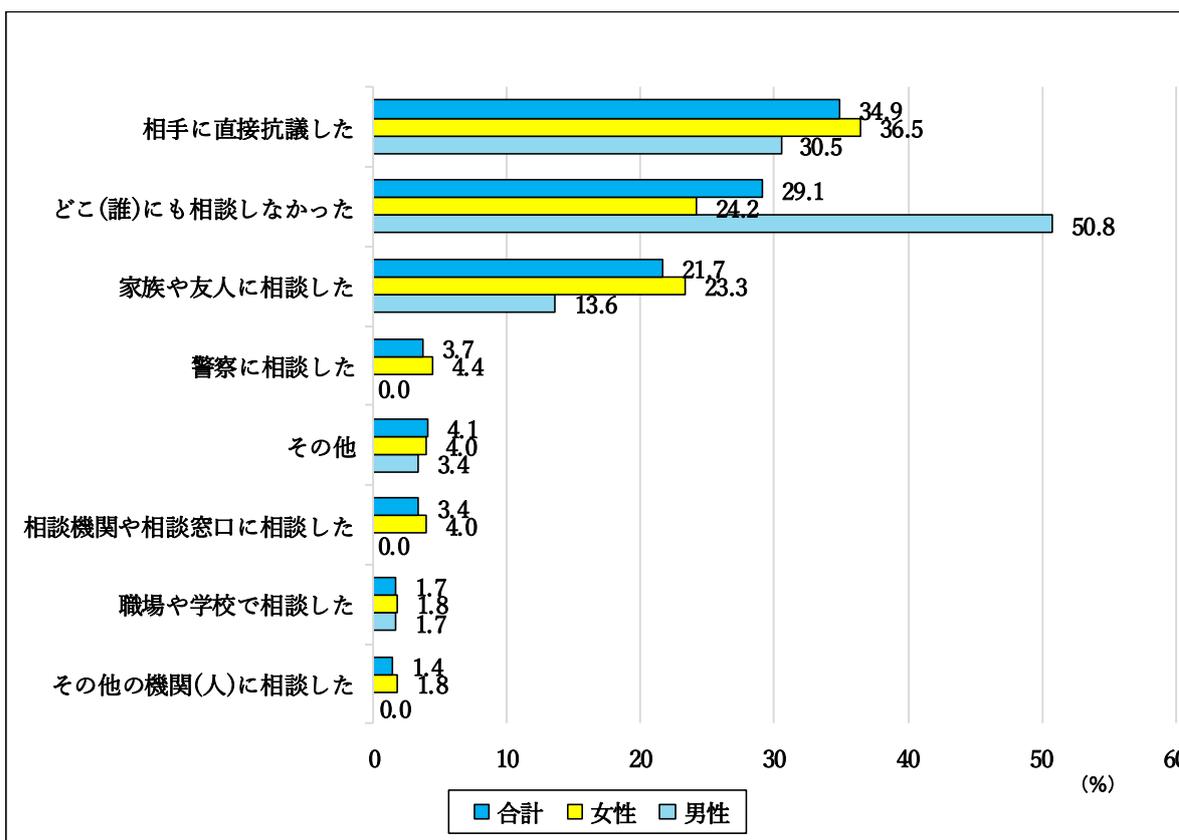
【図表 21】の①～⑥の項目で、1つでも「何度もあった」、「一、二度あった」人を暴力を受けたことがあるとし、再分類した結果



合計 N=1080、女性 N=652、男性 N=421

資料：相生市「男女共同参画に関する市民意識調査」(令和4年度)

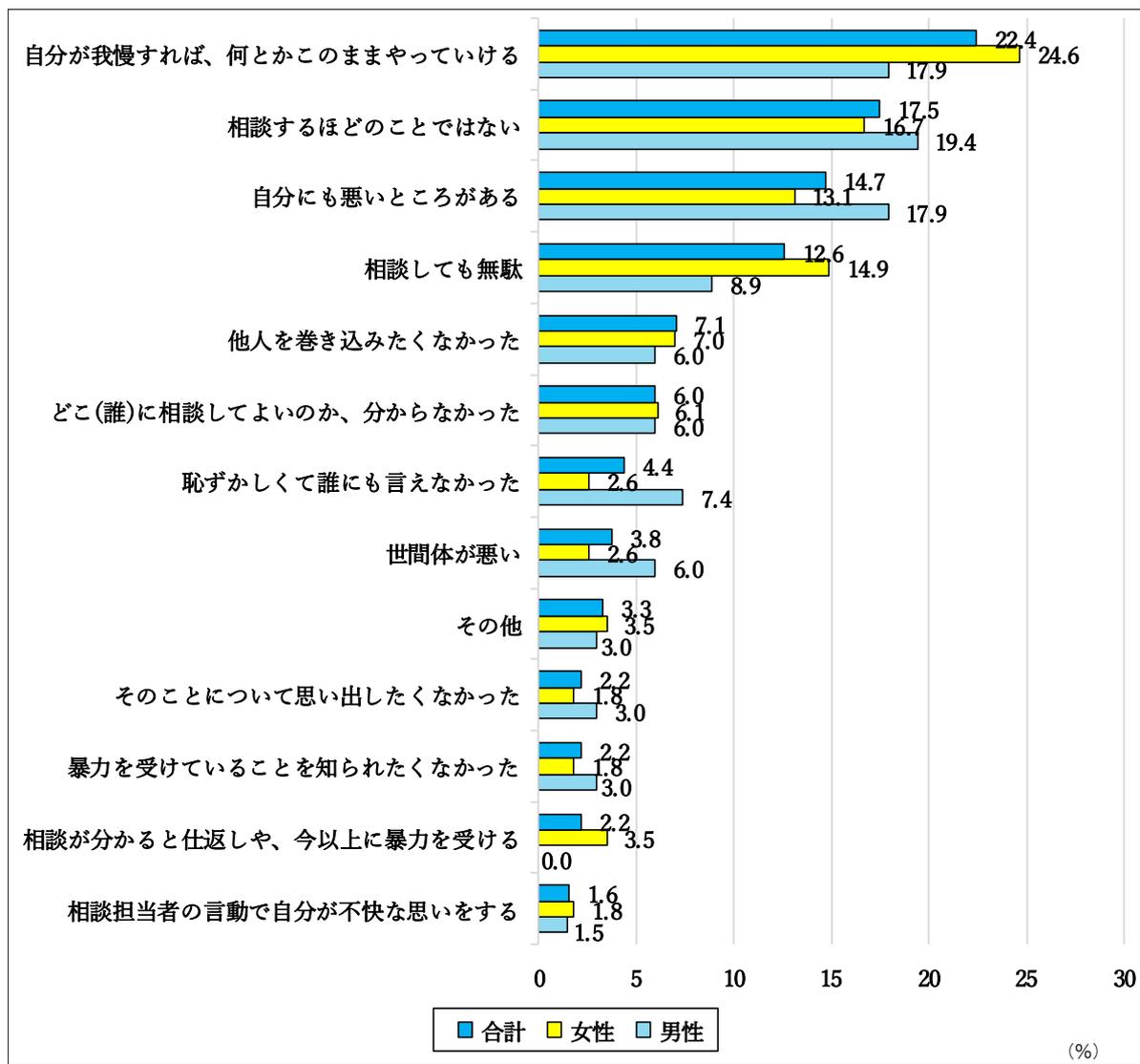
【図表 23】 DVの被害後の対応（複数回答）



合計 N=295、女性 N=227、男性 N=59

資料：相生市「男女共同参画に関する市民意識調査」(令和4年度)

【図表 24】 相談しなかった理由（複数回答）



合計 N=183、女性 N=114、男性 N=67

資料：相生市「男女共同参画に関する市民意識調査」（令和4年度）

5 DVの定義

DVは「パワーとコントロール（力と支配）」の関係であると言われていています。優位な立場の人が、自分の力（権力）を利用し、弱い立場の人を支配することであり、その力には肉体的な力だけではなく、社会的な立場や経済力、性差に基づく不平等な取り扱いなど、あらゆる力が含まれています。

また、DVにはサイクルがあるとも言われており、加害者が常に被害者に対して暴力を振るっているわけではない場合は、そのことが被害者や周囲の受け止め方を複雑にしている一面があります。サイクルには、緊張が高まり暴力となって爆発する「暴力爆発期」、暴力を振った後は後悔し、しばらくの間平穏になる「ハネムーン期」、暴力のエネルギーが高まる「緊張形成期」という3つがあると言われていています。

DVには、身体的暴力に限らず、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力といった以下のようなさまざまな暴力が含まれます。

○ 身体的暴力

殴る、蹴る、引きずりまわす、突き飛ばす、首をしめるなど

（直接何らかの有形力を行行使し、被害者に強い恐怖感をいだかせる行為）

○ 精神的暴力

無視する、大切にしているものを壊す、大声でどなる、おどす、ののしるなど

（言動などにより被害者の自尊心を傷つけ、無力な存在であることを信じさせ、被害者を支配しようとする行為）

○ 性的暴力

無理やりポルノなどを見せる、避妊に協力しない、性的な行為を強要するなど

（被害者の性と生殖に対する侵害、無関心、責任を放棄する行為）

○ 経済的暴力

生活費を渡さない、「誰のお陰で生活ができているのか」と言う、お金を取り上げる、貯金を勝手におろす、仕事をさせないなど

（被害者の経済的自由を奪う行為）

○ 社会的暴力

交友関係などを細かく監視する、実家との付き合いを制限する、外出させないなど

（社会に参加しようとする被害者に対して、社会との関係を断絶させようとする行為）

なお、「児童虐待の防止等に関する法律」では、家庭でのDV（身体的暴力及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動）は児童虐待に当たると定められています。

「配偶者等からの暴力」の定義について

DV防止法では、「配偶者からの暴力」を「配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」とし、また、配偶者には「元配偶者、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。」とされています。

本計画で掲げるDV防止法の根拠を必要としない施策に関しては、「配偶者等からの暴力」を対象とし、DV防止法で定義される配偶者だけでなく、生活の本拠を共にしない交際相手など親しい関係にある（又はあった）者も含むものとします。

さらに、暴力の範囲については、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力も含めて捉えています。

6 計画の内容

基本目標2 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶

基本課題 (1) DV防止に向けた教育・啓発の推進

<現状と課題>

DV防止法の施行後、DVという言葉の認知は高まってきているものの、DVは家庭内の問題だという考えがあるとともに、被害者の多くが女性であり、その背景には男女の固定的な性別役割分担意識や社会的、経済的な力の格差などの問題があると言われています。DVと関わりがないと思っていても、誰もがDVの被害者や加害者になる可能性を持っています。DV被害を受けながらDVに気付かない被害者や相談をためらう被害者が多く、被害が深刻化・潜在化しやすい傾向があります。

このような状況を改善するためには、一人ひとりが人権意識を高め、DVに関する正しい知識を身に付け理解を深められるように、家庭、地域、学校などあらゆる場において防止に向けた教育・啓発を推進しなければなりません。

また、児童・生徒などの発達段階に応じて、人権尊重を基礎とした男女平等、男女共同参画を含めた人権教育を行うとともに、若年層がデートDVなどの被害者・加害者にならないためにも、互いに相手を尊重し対等な関係を築くことができるよう、家庭、地域、学校などでの相互人権教育や啓発に取り組むことが必要となります。

施策の方向

一人ひとりが人権意識を高め、DVについて理解を深められるように、家庭、地域、学校などへの教育・啓発を推進します。

- ① 家庭や地域への啓発の推進
- ② 学校などにおける教育・啓発の推進

<施策の方向> ① 家庭や地域への啓発の推進

| NO | 具体的施策 | 内 容 | 担当課 |
|------|------------------|---|----------------------------|
| 2111 | 啓発・情報提供の推進 | 広報あいおいや市ホームページなどあらゆる機会に、DVやデートDVなどの認識を深め、暴力が人権侵害であることへの意識啓発などを行います。 | 地域振興課 子育て元気課 人権教育推進室 |
| 2112 | DV講座などの実施 | DVについて理解を深めることができるよう啓発講座などの学習の機会を提供します。 | 地域振興課 子育て元気課 |
| 2113 | 国の運動期間に連動した啓発の実施 | 「女性に対する暴力をなくす運動」期間中(11/12~11/25)に、市民に広く啓発します。 | 地域振興課 |

<施策の方向> ② 学校などにおける教育・啓発の推進

| NO | 具体的施策 | 内 容 | 担当課 |
|------|-----------------------|---|---------------------------|
| 2121 | 若年層におけるデートDVへの防止啓発の充実 | 児童・生徒に対し、デートDV(スマートフォン等のSNS利用トラブル防止を含む。)に関する理解を深めるため、学習の機会を設けます。また、啓発パンフレットなどを配付し、防止啓発を推進します。 | 地域振興課 学校教育課 人権教育推進室 |
| 2122 | 保護者などへの情報提供 | 保護者などに対し、DV・デートDVについて学ぶ機会を設け、家庭内でも話し合うための情報提供を行います。 | 学校教育課 人権教育推進室 |
| 2123 | 教職員の対応の徹底 | 被害者の子どもの急な転校などの対応や秘密保持など、学校生活において安心してすごせるよう、教職員の適切な対応を図ります。 | 学校教育課 |

＜現状と課題＞

本市が実施したアンケート調査の結果では、DVを受けたことがある人の約3割がどこにも誰にも相談しなかったと回答しており、また、相談したと答えた人の相談先は家族や友人が多く、公的機関などへの相談窓口の利用は少ないという現状があります。

被害者の抱える問題や悩みは、複雑で多岐にわたる上に、深刻な事例も多く、JKビジネスやAV出演強要被害、SNSの悪質な利用など新たな課題が発生しており、解決するためには相談業務が重要となります。そこで、市民に身近な公的機関として、被害者が迷わずに相談できるように、相談窓口の周知を図る必要があります。

本市への相談内容では、被害者の多くが孤立し、将来への不安を抱えていることがうかがえます。また、長い間の暴力により、被害者が自分が悪いと思い相談をためらうなど、相談に至らないケースも見受けられます。このようなことから被害者が安心して相談できる、被害者の立場に立った相談窓口の充実を図るとともに、適切な支援につなぐことができるよう関係機関や関係各課との連携が求められています。

また、被害者などの情報が加害者に知られることにより、被害者が危険にさらされることのないよう、被害者の情報管理については、関係機関・関係各課との連携を密にし、細心の注意を払う必要があります。

施策の方向

被害者が抱える問題や悩みに対応するために、各種相談窓口の市民への周知と相談体制の充実を行うとともに、被害者の情報管理を徹底する取り組みを行います。

- ① 相談窓口の整備
- ② 被害者の情報管理の徹底

<施策の方向> ① 相談窓口の整備

| NO | 具体的施策 | 内 容 | 担当課 |
|------|-----------------|---|--------------------------|
| 2211 | D V相談窓口の周知 | D V被害者、市民、関係機関に対し、広報あいおいや市ホームページなどで、相談窓口の周知を図ります。 | 地域振興課 長寿福祉室 子育て元気課 |
| 2212 | D V被害者への相談体制の充実 | D V被害者に対して、適切な対応ができるよう相談員を配置するなど相談体制の充実を図ります。 | 地域振興課 長寿福祉室 子育て元気課 |

<施策の方向> ② 被害者の情報管理の徹底

| NO | 具体的施策 | 内 容 | 担当課 |
|------|------------------|--|--|
| 2221 | 関係機関・関係各課との迅速な連携 | 被害者の個人情報を守り、関係機関・関係各課への迅速な情報提供を行います。また、他市との連絡調整においても個人情報の管理を徹底します。 | 市民課 地域振興課 長寿福祉室 子育て元気課 学校教育課 |

＜現状と課題＞

被害者が、社会の中で生活を営んでいくためには、就労支援など経済的自立に向けた支援や住宅の確保など、総合的な社会支援が必要となります。そのため、相談窓口においては、被害者の置かれた立場を理解して、適切な情報を提供するとともに、関係各課や関係機関が相互に連携して自立支援に取り組む必要があります。多くの被害者自身が、重なる暴力によって自尊心が傷つけられている実情があることから、心理的ケアについての支援も求められています。

さらに、当事者間の暴力だけでなく、DV家庭で育つことで子どもが受ける精神的被害は児童虐待に当たると言われていることから、深刻な影響を受けている子どもへの心のケアについても支援や情報提供が必要となります。

施策の方向

被害者の生活安定のための支援や、経済的自立に向けた支援など、関係各課や関係機関が相互に連携して支援を行います。

また、精神的に不安定な状態にある被害者や子どもへの心理的ケアの充実に努めます。

- ① 生活の安定に向けた支援
- ② 経済的自立に向けた支援
- ③ 心理的ケアの充実

＜施策の方向＞ ① 生活の安定に向けた支援

| NO | 具体的施策 | 内 容 | 担当課 |
|------|-------------|--|-----------------|
| 2311 | 住宅の確保に向けた支援 | DV被害者の住まいの確保のため、プライバシーに配慮し、市営住宅への入居を支援します。 | 建設管理課 |
| 2312 | 各種制度の情報提供 | 制度の内容や手続きの方法をわかりやすく説明し、被害者の状況に応じた経済的支援を行います。 | 社会福祉課 子育て元気課 |

＜施策の方向＞ ② 経済的自立に向けた支援

| NO | 具体的施策 | 内 容 | 担当課 |
|------|------------|------------------------------------|-----------------|
| 2321 | 就労に向けた支援 | 個々の状況に応じたきめ細かな就労支援を行います。 | 地域振興課 子育て元気課 |
| 2322 | 子どもの保育への支援 | 被害者の就労に当たり、保育所の入所手続きなどについて支援を行います。 | 子育て元気課 |

＜施策の方向＞ ③ 心理的ケアの充実

| NO | 具体的施策 | 内 容 | 担当課 |
|------|--------------|---|-----------------|
| 2331 | 被害者の心理的ケアの充実 | 家庭児童相談員、母子自立支援員、保健師などによるケアの充実を図ります。 | 地域振興課 子育て元気課 |
| 2332 | 子どもへの支援 | 校内の相談窓口の周知とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの相談体制の充実を図ります。 | 学校教育課 |

＜現状と課題＞

早期発見・相談から、保護・自立支援まで、被害者への支援を円滑に実施していくためには、関係機関との連携強化が求められます。

本市では、窓口で適切な対応ができるよう、「DV被害者対応マニュアル」により、関係機関や関係各課との連携、情報の共有を図ります。

さらに、被害者の専門的・広域的な相談・支援を円滑に行うために、警察や県の配偶者暴力支援センターとの連携強化をはじめとして、近隣市町や民間支援団体との連携も図る必要があります。

緊急に保護を求めてきた被害者などの生命の安全を守るためには、加害者から危害を加えられることがないように環境を速やかに確保しなければなりません。そのためには、警察などと連携し被害者などの安全確保を確認しながら、一時保護施設へ移送するなど被害者保護への対応の強化を図ることが必要となります。

施策の方向

被害者への支援を円滑に実施していくために、関係機関や関係各課が相互に連携して支援を行います。

- ① 関係機関・関係各課との連携強化
- ② 被害者の安全確保の徹底

＜施策の方向＞ ① 関係機関・関係各課との連携強化

| NO | 具体的施策 | 内容 | 担当課 |
|------|---------------------|--|-----------------|
| 2411 | 対応マニュアルによるDV被害者への対応 | 被害者の保護、自立支援など、関係機関・関係各課と連携してDV被害者対応マニュアルにて対応します。 | 関係各課 |
| 2412 | 関係機関との連携強化 | 警察、県、近隣市町、民間支援団体などと連携を強化し、支援体制を整備します。 | 地域振興課 子育て元気課 |

＜施策の方向＞ ② 被害者の安全確保の徹底

| NO | 具体的施策 | 内容 | 担当課 |
|------|---------------|------------------------------------|--------------------------|
| 2421 | 警察署との連携 | 緊急性の高い被害者の保護の場合は、警察署との連携した保護を行います。 | 地域振興課 長寿福祉室 子育て元気課 |
| 2422 | 一時保護施設などの入所支援 | 一時保護施設との迅速な連携・協力をし、被害者の安全の確保を図ります。 | 地域振興課 長寿福祉室 子育て元気課 |

第5章 数値目標

数値目標

相生市男女共同参画プランを着実に推進するため、数値目標を定めます。

| NO | 基本目標 | 項目 | 現状値 (令和4年) | 令和14年度 達成目標値 | 担当課 |
|----|------|------------------------------------|---------------|-----------------|---------|
| 1 | 1 | 相生市は人権が尊重されている市であると思う人の割合 | 49.9% | 55% | 人権教育推進室 |
| 2 | 1 | 「男は仕事、女は家庭」という固定的な役割分担に同感しない市民の割合 | 55.5% | 70% | 地域振興課 |
| 3 | 1 | 地域活動での男女の地位において、平等と感じる市民の割合 | 36.6% | 55% | 地域振興課 |
| 4 | 2 | DVを受けた時、警察や公的機関及び民間の相談機関に相談した割合 | 8.1% | 30% | 地域振興課 |
| 5 | 3・5 | 審議会などへの女性委員の登用率 | 24.4% | 30% | 関係各課 |
| 6 | 3 | 女性委員のいない審議会の数 | 7 | 0 | 関係各課 |
| 7 | 3・5 | 女性管理職の割合 (市職員全体) | 11.6% | 15% | 総務課 |
| 8 | 3 | 小中学校の女性管理職の割合 | 30.0% | 35% | 学校教育課 |
| 9 | 3 | 男性職員の育児休業取得率 (市職員) | 0% | 7.5% | 総務課 |
| 10 | 3 | 介護休業の取得において、夫も妻も同程度に取るのがよいと思う市民の割合 | 79.0% | 85% | 関係各課 |
| 11 | 4 | 乳がん検診受診率 | 14.1% | 50% | 子育て元気課 |
| 12 | 4 | 子宮がん検診受診率 | 18.6% | 50% | 子育て元気課 |

資料編

1 計画策定の経過

| 年月日 | 会議の名称等 | 概要 |
|--------------------------------|------------------------------|---|
| 令和4(2022)年 4、5月 | 現行プランにおける関係各課の実施計画進捗状況について確認 | |
| 6月30日 | 第1回男女共同参画プラン推進委員会 | ・現行プランの推進状況報告 |
| 8月25日～ 9月20日 | 男女共同参画に関する市民意識調査実施 | |
| 10月11日～ 10月25日 | ・プランの基本的な考え方について関係各課へのヒアリング | |
| 11月25日～ 12月1日 | ・プラン素案について関係各課への照会 | |
| 12月5日 | 第2回男女共同参画プラン推進委員会 | ・プラン（案）について ・DV対策基本計画（案）について |
| 12月28日～ 令和5(2023)年 1月31日 | 市民意見提出制度（パブリック・コメント）の実施 | |
| 3月1日 | 第1回男女共同参画推進会議 | ・プラン（案）について ・DV対策基本計画（案）について |
| 3月1日 | 第3回男女共同参画プラン推進委員会 | ・市民意見提出制度（パブリック・コメント）の実施結果 ・プラン（案）について ・DV対策基本計画（案）について |

2 相生市男女共同参画プラン推進委員会設置要綱

平成 26 年 6 月 30 日

訓令第 33 号

(設置)

第 1 条 相生市男女共同参画プラン(以下「男女共同参画プラン」という。)の総合的な推進について意見を求めるため、相生市男女共同参画プラン推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 男女共同参画プランの総合的な推進に関すること。
- (2) 男女共同参画プランの進行管理、点検及び見直しに関すること。
- (3) 男女共同参画プランの推進における調査研究に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会の委員は 10 名以内をもつて組織し、学識経験者及び市民の中から市長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、委員の互選によるものとし、副委員長は委員長が指名する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任することができる。

(会議)

第 6 条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、全委員委嘱後の最初に開かれる委員会は、市長が招集する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、地域振興課において行う。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

3 相生市男女共同参画プラン推進委員会委員名簿

| | 氏名 | 役職等 |
|------|---------|------------------|
| 委員長 | 横山 佐和子 | 元 兵庫県職員 |
| 副委員長 | 平野 光一 | 相生市人権教育研究協議会 |
| 委員 | 伊藤 公祐 | 相生警察署 |
| | 岸本 益美 | 相生市民生・児童委員協議会 |
| | 中谷 裕美 | 赤穂健康福祉事務所 |
| | 南條 誠 | 社会福祉法人 あいおい福祉会 |
| | 羽田野 小夜子 | あいおい男女共同参画ねっと「權」 |
| | 古川 典子 | 市民公募 |
| | 村尾 直樹 | 相生商工会議所 中小企業相談所 |
| | 山田 勝利 | 相生市連合自治会 |

4 相生市男女共同参画推進会議設置要綱

平成 13 年 6 月 28 日

訓令第 42 号

(設置)

第 1 条 本市における男女共同参画施策を総合的かつ効果的に推進し、男女共同参画社会の形成を図るため、相生市男女共同参画推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次の各号に掲げる事項について協議等を行う。

- (1) 男女共同参画施策の総合的な計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画施策に関する関係部課間の総合調整に関すること。
- (3) その他必要な事項を協議、調整すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は市長をもって充て、副会長に副市長をもって充てる。

3 委員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第 4 条 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求めて、意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第 6 条 推進会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、推進会議の所掌事務の具体的な検討を行い、その内容を推進会議に報告する。

3 幹事は、別表第 2 に掲げる組織のうちから市長が指名する者をもって充てる。

4 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、委員の互選により選出する。

5 幹事会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めて、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 推進会議の庶務は、地域振興課において行う。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等について必要な事項は、会長が別に定める。

別表第 1

市長、副市長、教育長、防災監、企画総務部長、財務部長、市民生活部長、健康福祉部長、建設農林部長、市民病院事務局長、会計管理者、議会事務局長、教育次長

別表第 2

| | | | |
|-------|-------|---------|--------|
| 企画総務部 | 企画広報課 | 総務課 | 危機管理課 |
| 市民生活部 | 地域振興課 | | |
| 健康福祉部 | 社会福祉課 | 長寿福祉室 | 子育て元気課 |
| 建設農林部 | 農林水産課 | | |
| 教育委員会 | 学校教育課 | 人権教育推進室 | |

5 男女共同参画社会基本法（抜粋）

公布 平成11年6月23日法律第78号

改正 平成11年7月16日法律第102号

改正 平成11年12月22日法律第160号

目次

前文

第1章

総則（第1条—第12条）

第2章

男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章

男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 男女共同参画社会の形成男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

2 積極的改善措置前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 以下省略

6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（抜粋）

公布 平成13年4月13日法律第 31号
改正 平成16年6月 2日法律第 64号
改正 平成19年7月11日法律第113号
改正 平成25年7月 3日法律第 72号
改正 平成26年4月23日法律第 28号
改正 令和元年6月26日法律第 46号
改正 令和 4年5月25日法律第 52号
改正 令和 4年6月17日法律第 68号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - (3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - (5) 4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
(婦人相談員による相談等)
- 第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。
(婦人保護施設における保護)
- 第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
 - 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
 - 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 以下省略

7 用語解説

あ行

*NPO（Non Profit Organization）

行政・企業とは別に、自主的・自発的に社会的活動を行う非営利の民間組織。福祉やまちづくり、男女共同参画、環境、子どもの健全育成等さまざまな分野の活動を行っている。

*SDGs（持続可能な開発目標）

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標で、Sustainable Development Goalsの略。17のゴール・169のターゲットから構成され、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す取組

*M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。

*LGBT

レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をとって組み合わせた総称。

これにQ（クエスチョニング、性自認や性的指向が明確でない人、固定的でない人、定義づけたくない人など）を加え、LGBTQと表記されることもある。

*エンパワーメント

女性の経済・社会的地位の向上をめざして、個々の女性が経済活動や社会に参画するために必要な知識や能力を身につけていくこと。

か行

*家族経営協定

家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営をめざし、経営方針や役割分担、労働時間・休日・休暇などの労働条件、収益の分配、経営の承継などについて、家族間での話し合いに基づき、取り決めるもの。

*合計特殊出生率

15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が生涯に生む子どもの数を示す値。

さ行

*ジェンダー

社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー）という。

*仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

男女がともに、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動を自らの希望に沿った形で、バランスを取りながら生活できる状態のこと。

*女性活躍推進計画

働く場面における女性活躍の推進のための施策をまとめた都道府県・市町村が策定する計画のこと。

*性的マイノリティ

性のあり方が社会的にマイノリティ（少数者）であることにより、さまざまな不利益を被っている人々。具体的には、同性愛者、両性愛者、性同一性障害の人などのこと。

*セクシュアル・ハラスメント

相手の意思に反して不快や不安な状態に追いこむ性的なことばや行為。また、それに対する対応によって一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって環境を著しく悪化させること。

*相対的貧困率

所得格差を表す指標で、国民一人ひとりの所得を順番に並べ、中央の値の半分より低い人の割合。

た行

*デートDV

若年層で問題になっている恋人関係にある人からの暴力。身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力などの他、「携帯電話をチェックする」「友達との付き合いを制限する」といった社会的暴力がある。

*DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親しい関係にある（又はあった）者の中で生じる暴力で、親子間や高齢者と介護家族の間に生じる暴力とは区別される。DV防止法では、配偶者間（事実婚や元配偶者も含む。）の暴力に限定し、性別は問わないものとしている。身体的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力などの他、「大声でどなる」「無視」といった精神的暴力がある。

は行

*配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介をはじめ、カウンセリング、被害者や同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護、自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助などをおこなうところ。

*ハラスメント ※セクハラ・マタニティ等

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的苦痛を与える又は、職場環境を悪化させる行為。

ま行

*メディア・リテラシー

リテラシーとは、読み書き能力とも訳され、主体的に読み解き、判断・選択し使いこなす能力をいう。メディア（媒体）から発信される情報を主体的に選択し、内容を分析・読解し、活用できる能力やメディアを適切に選択し、また自ら発信する能力を身につけることが重要となる。

ら行

*ライフステージ

幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期など、人の一生を身体的、精神的な発達段階に応じて区分した各段階をいう。

*リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

平成6年カイロで開かれた国際人口・開発会議で提唱された概念で、「性と生殖に関する健康と権利」と訳される。女性が自分の健康を主体的に確保することをめざすもので、具体的には、いつ何人子どもを産む、産まないかを選ぶ自由、安全で満足のある性生活、安全な妊娠・出産を自分で決める自由と権利などがあげられる。

*労働力率

15歳以上の人口に対する労働力人口の比率。労働力人口とは15歳以上の就業者数と完全失業者数を合わせたもの。完全失業者とは収入になる仕事をしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ公共職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人。